



からしん
ディスクロージャー誌

2019年4月1日～2020年3月31日

**KARASUYAMA
SHINKIN BANK REPORT**

2016年 ユネスコ無形文化遺産登録 烏山の山あげ行事（那須烏山市）

当金庫の概要



本 店



本 部

名 称	烏山信用金庫
本店所在地	〒321-0621 栃木県那須烏山市中央 2-4-17
本部所在地	〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町 4290 番地
創立	昭和23年11月15日
会員数	17,265名
出資金	678百万円
総資産	1,924億円
預金残高	1,823億円
貸出金残高	680億円
自己資本比率	10.43%
役職員数	174名
店舗数	13店舗5出張所（内1共同出張所） (2020年3月31日現在)

目

当金庫の概要	1
ごあいさつ	2
当金庫のあゆみ	3
当金庫の組織概要	4
業績ハイライト	5
ご預金とご融資	6
中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況	7・8
総代会	9・10
役員と職員の状況	11
当金庫の経営理念・方針・姿勢	12・13
お客様と情報の保護	
顧客保護等管理方針	13
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	14
個人情報保護宣言	15
預金保険制度とペイオフ	16
法令等遵守とリスク管理態勢	17・18
2019年度 事業の概況	19
最近5年間の主要な経営指標	20
直近2事業年度における財産状況	
貸借対照表	21
損益計算書・剰余金処分計算書	22
財務諸表の注記事項	23～25
事業の状況	
業務の状況に関する指標	26

次

預金に関する指標	27
貸出金等に関する指標	28
有価証券、金銭信託等に関する指標	29・30
不良債権への対応	
信用金庫法に基づくリスク管理債権	31
金融再生法に基づく開示債権	32
自己資本の充実の状況	
自己資本調達の手段と概要	33
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	34
信用リスクに関する事項	35・36
信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	37
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	37
証券化エクスポートジャーマーに関する事項	37・38
オペレーションナル・リスクに関する事項	38
銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートジャーマーまたは株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理方針および手続きの概要	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマーに関する事項	39
銀行勘定における金利リスクに関する事項	40
信用集中リスクに関する事項	40
業務・商品・サービスのご案内	41～44
地域活動	45・46
営業地区と事業所の名称および所在地	

ごあいさつ



理事長 東原民範

平素より格別なご支援とご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、地域の皆さんに当金庫についてより一層のご理解をいただき、安心してお取引いただけますよう、ここに「からしんディスクロージャー誌2020」を作成いたしました。当金庫の経営方針や2019年度の事業の概況、業務の内容、地域への貢献活動などについてご報告させていただきますので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

さて、前年度の日本経済は、働き方改革関連やITなどの技術分野への設備投資による企業収益や雇用環境の改善などを背景に穏やかな回復基調が続きましたが、一方では、主要な取引先である小規模事業者や中小企業の経営環境は、急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化しています。また、年初からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、各国の経済はもとより社会生活全般に未曾有の影響を及ぼし、急速な景気の下振れ等企業業績にも大きな影響が出ており、既に様々な経営課題を抱えている小規模事業者や中小企業は、更なる苦境に立たされています。しかし、こうした厳しい状況にあるからこそ、地域のために存在し、地域を守るという信用金庫の使命を全うし、地域の皆さんとともにこの困難を乗り越え、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくため、当金庫はこれまで以上に地域との連携を深め、地域のお客さまのニーズに沿ったサービスを提供してまいります。

2020年度は経営3か年計画『共創による強固な経営基盤の確立に向けて』の最終年度であり、「地域支援力・営業力の強化」「経営力・内部管理態勢の強化」「人材力・組織力の強化」に重点的に取り組み、協同組織の地域金融機関として、会員・地域住民の皆さん、地方公共団体をはじめとした地域の関係諸機関との連携をさらに深め、地域経済の活性化、持続的な発展に寄与すべく役職員一同全力を挙げて営業活動に努めてまいります。

今後とも地域の事業者の皆さんや個人のお客さまの資金ニーズに積極的に取り組み、顧客サービスの一層の向上を図り、経営の健全性の維持・向上に努めてまいりますので、何卒変わらぬご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

当金庫のあゆみ

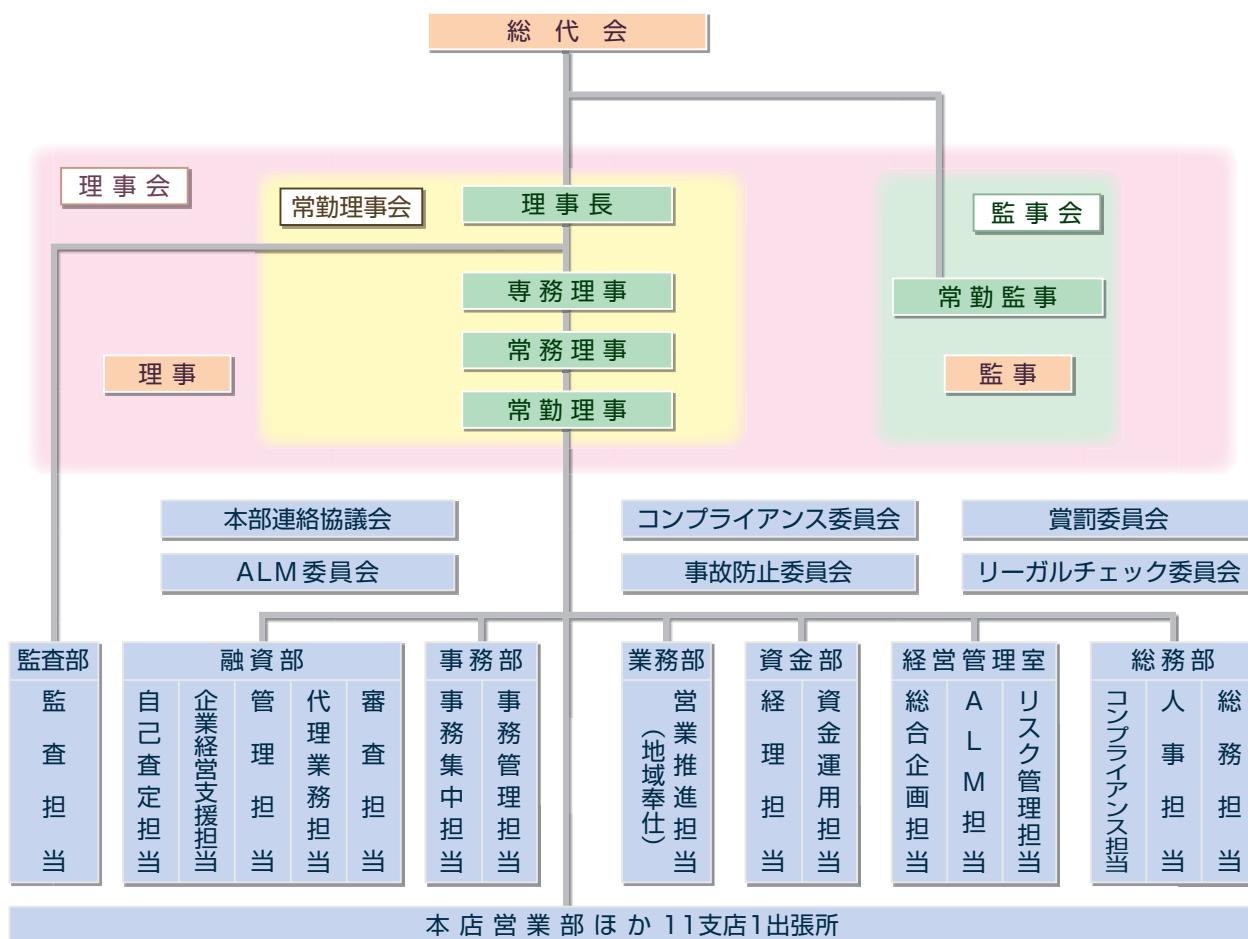
 <p>昭和23年11月 市街地信用組合法に基づき烏山信用組合設立 25年 4月 中小企業等協同組合法による信用組合となる 26年 6月 信用金庫法施行 27年 6月 信用金庫法により烏山信用金庫となる 31年 8月 高部出張所新設 38年11月 黒羽支店新設 12月 預金量10億円達成 39年10月 高部出張所、支店に昇格 43年 2月 本店、新店舗にて営業開始 47年 5月 宇都宮支店新設 48年11月 本店、共同事務センターによるオンライン開始 預金量100億円達成 51年 3月 岡本支店新設 52年12月 預金量200億円達成 53年11月 宇都宮南支店新設 54年12月 日本銀行と当座預金取引開始 55年 5月 新総合オンラインシステム開始 57年 7月 平出支店新設 59年 5月 国債窓口販売業務認可取扱開始 7月 宝積寺支店新設 60年 9月 預金量500億円達成 61年 4月 本店新築移転、旧店舗金井支店として新設 62年 3月 御幸ヶ原支店新設 9月 大金支店新設 63年 5月 第三次オンラインシステム稼動 7月 兼替商業務取扱開始 平成元年10月 河内支店新設 3年10月 平松支店新設 4年12月 預金量1,000億円達成 5年 3月 宇都宮支店サンデーバンキング実施 6年 4月 県内信用金庫の時間内ATM利用手数料無料化 11月 県庁共同出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 8年 3月 仁井田出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 11月 本店、宇都宮支店、岡本支店、宝積寺支店ATMの祝日稼動開始（SIS自動監視サービス） 9年10月 氏家支店新設 12年 4月 iモード対応モバイルバンキング開始 10月 金井支店を廃し本店営業部に統合 13年 5月 損害保険商品の窓口販売開始 14年 2月 旧宇都宮信用金庫の事業分割譲受（茂木支店、氏家中央支店、下栗支店、真岡出張所） 11月 個人年金保険の取次ぎ販売開始</p>	<p>平成15年 3月 投資信託の全店窓口販売開始 5月 預金量1,500億円達成 7月 ベイシア烏山店出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 16年 7月 アイワイバンクと提携キャッシュサービス開始 17年11月 下栗支店を廃し平松支店に統合 18年 5月 足利銀行とキャッシュサービス提携共同出張所開設 19年 6月 イオンタウンさくら店出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 9月 河内支店を廃し岡本支店（新築移転）に統合 旧岡本支店に岡本駅前出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 20年 4月 国立大学法人宇都宮大学と産学連携の協力推進に係る協定締結 7月 医療保険、がん保険取次ぎ販売開始 21年 3月 新基本方針、新経営方針発表 11月 社団法人中小企業診断協会栃木県支部と業務委託提携 23年 8月 日本政策金融公庫宇都宮支店と農林水産業との関連産業分野の業務協力契約 24年 5月 宇都宮南支店新築移転 10月 足利銀行、県内4信用金庫、2信用組合によるATM業務提携「とちまるネット」締結 12月 栃木県警察とサイバー犯罪共同対処に関する協定締結 25年 3月 氏家中央支店を廃し氏家支店に統合 7月 日本政策金融公庫と農業者向け融資の証券化支援業務に関する基本契約締結 独立行政法人福祉医療機構と社会福祉事業施設協調融資に係る覚書締結 26年 6月 日本政策金融公庫と創業支援に係る業務提携 27年 4月 茂木支店新築移転 28年 1月 那須烏山市と地方創生に関する包括連携協定締結 28年10月 那須烏山商工会と連携に関する協定書締結 29年 6月 栃木県農業信用基金協会と債務保証契約締結 9月 大金支店を廃し本店営業部に統合 コメリ大金店出張所「キャッシュサービスコーナー」開設 30年 2月 宇都宮市下岡本町に本部棟を新築 8月 本部棟1Fに岡本支店岡本駅前出張所オーブン本部機能移転完了 11月 信金キャピタル（株）および（株）日本M&Aセンターと事業承継に係る協定書締結 31年 3月 （株）Origamiと資金決済に係る業務提携締結 令和元年9月 （株）トランビと事業承継に係る業務提携締結 2年1月 栃木県中小企業家同友会と中小企業支援に関する覚書締結 日本公認会計士協会と連携推進の覚書締結</p>



当金庫の組織概要

2020年6月30日現在

組織図



総代会

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高決議機関です。総代会は、会員の総意を反映させるための制度です。

理事会

当金庫の常勤・非常勤役員全員によって構成され、当金庫の重要な事項について決議します。理事長等の代表理事は、この理事会で選任されます。

常勤理事会

当金庫の常勤役員によって構成され、日常業務はこの常勤理事会の決定を踏まえて行われます。

監事會

当金庫の監事全員で構成され、職務に関する重要な事項について監督・協議・報告を行います。

コンプライアンス委員会

法令はじめ金庫内の諸規程等あらゆるルールの遵守状況について監督・指導・協議する委員会であり、委員長は担当理事、委員は本部各部室長などで構成しています。

賞罰委員会

職員の表彰または懲戒の公平を期するため、検討・討議する委員会です。

本部連絡協議会

本部の部室長や次席によって構成され、経営に関する事項、業務運営に関する諸問題、本部各部間の関連事項や業務調整等の検討・討議を行います。

ALM委員会

常勤役員と本部の部室長によって構成され、資金の調達および運用ならびに収益管理等に関する基本事項を検討・審議する委員会です。

事故防止委員会

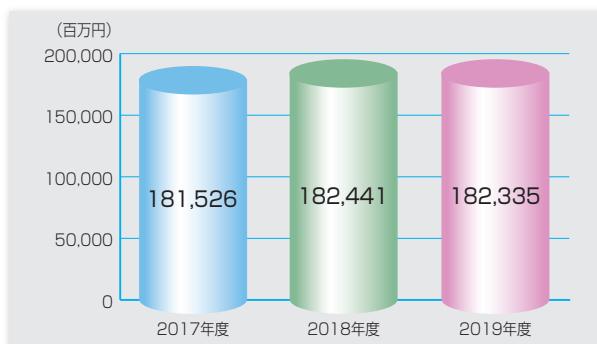
本部および営業店の不適正事務や不祥事故の発生を防止とともに、事務管理向上のためのさまざまな事項について検討・審議する委員会です。

リーガルチェック委員会

当金庫の諸規程や発出文書等について、法令および各種規定違反を防止するため、記載内容や表現等を検証する委員会です。

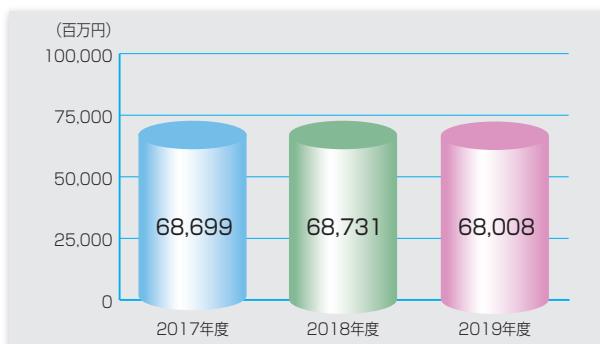
業績ハイライト

■預金積金



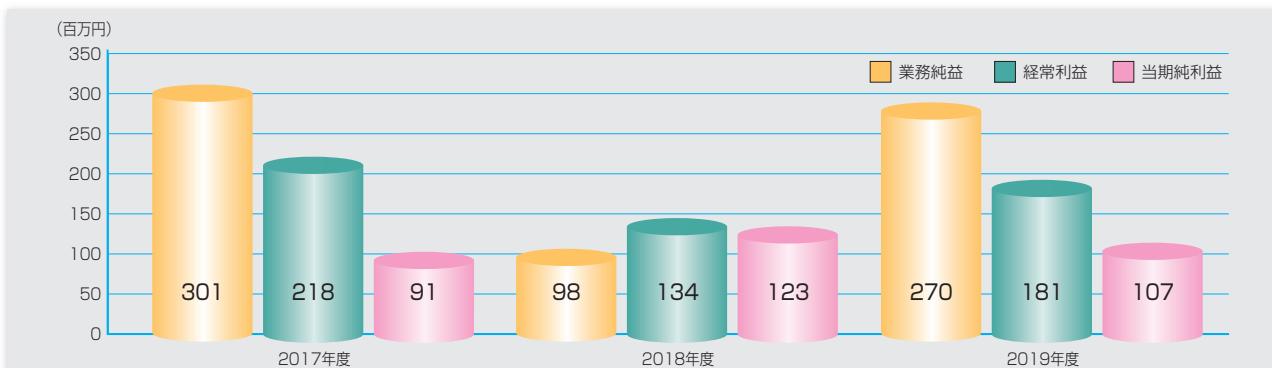
預金積金は前期比 106百万円減少の 182,335百万円となりました。

■貸出金



貸出金は前期比 722百万円減少の 68,008百万円となりました。

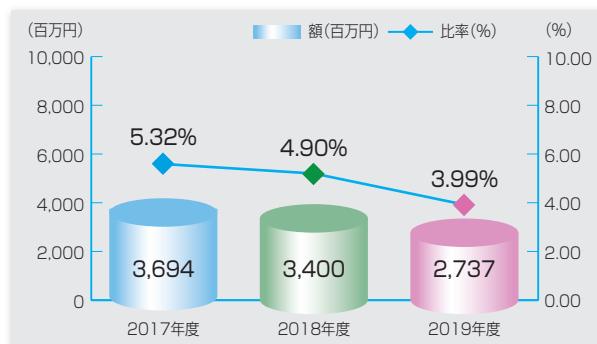
■損益の推移



利回り低下の影響で貸出金・預け金等の利息収入が減少しましたが、有価証券売却益等により業務収益が前期比 216百万円増加。メンテナンスを目的とした有価証券償還損等により業務費用が前期比 43百万円増加し、業務純益は前期比 172百万円増加の 270百万円となりました。

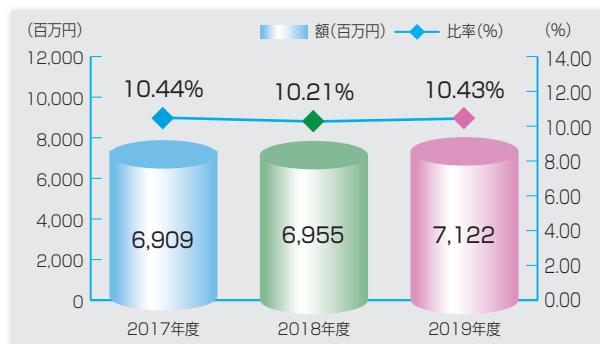
経常利益は前期比 46百万円増加の 181百万円。当期純利益は前期比 15百万円減少の 107百万円となりました。

■不良債権額と不良債権比率



貸出金償却等、不良債権処理を進めるほか、事業再生等の支援を実施しています。不良債権額は前期比 663百万円減少の 2,737百万円となり、不良債権比率は前期比 0.91ポイント改善し 3.99%となりました。

■自己資本額と自己資本比率



内部留保の積み上げを行い自己資本の充実を行っています。自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づく自己資本比率は前期比 0.22ポイント上昇し 10.43%となりました。



ご預金とご融資

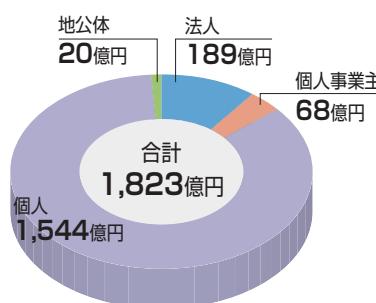
お客様のご預金について

預金につきましては、きめ細やかな営業活動により取引基盤の拡大に努めました。

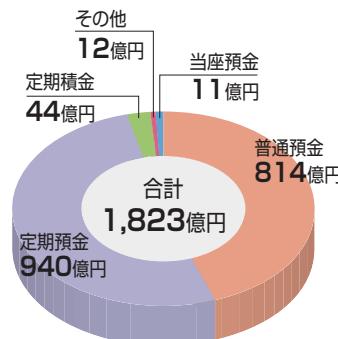
預金は期中1億円減少し、期末残高は1,823億円となりました。

お客様の大切な資金を安全に、確実に、気軽に運用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択していただけますよう各種預金を取り揃えています。

■預金残高構成(人格別)



■預金残高構成(科目別)



地域のお客様へのご融資について

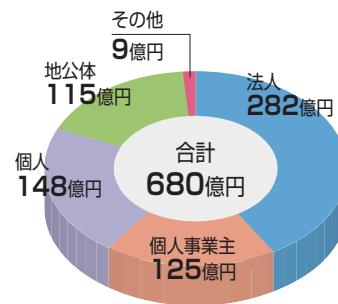
地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域の中小企業や事業主の皆さまの事業資金、個人の皆さまの住宅資金や教育資金などご利用いただいているいます。

当金庫は、地域経済の発展と地域社会の活性化に寄与するため、多数者利用の原則に基づいた融資を心掛けています。

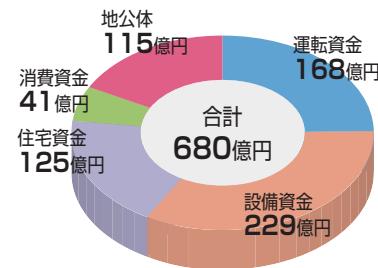
貸出金につきましては、個人向けの消費者ローン（住宅ローン等）および中小企業向け貸出金の拡充に努めました。

貸出金は期中7億円減少し、期末残高は680億円となりました。預金積金に対する貸出金の割合は37.29%となっています。

■貸出金残高構成(人格別)



■貸出金残高構成(資金使途別)



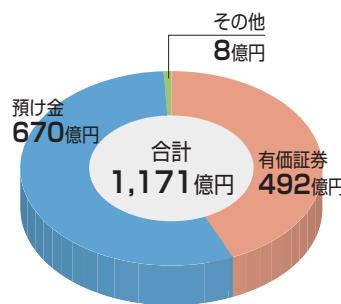
ご融資以外の運用について

当金庫は、ご融資以外の余裕資金について、安全性と健全性を考慮して運用しています。

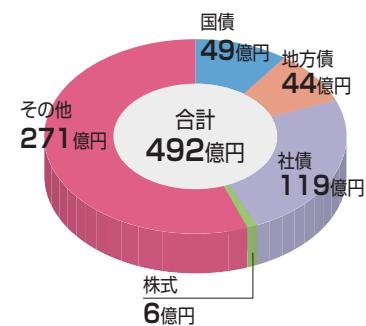
余裕資金につきましては、信金中央金庫への預け金や有価証券などで運用いたしました。

2020年3月末の余裕資金運用残高は1,171億円となり、うち、有価証券残高は492億円となっています。

■貸出金以外の運用の残高構成



■有価証券の残高構成



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組状況

経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業者の経営改善支援や、企業のライフサイクルに応じた経営支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであり、地域の中小企業者の経営支援に積極的に取組みます。

取引先企業への経営支援に当たっては、顧客の話をよく聞き、抱えている経営上の問題を十分に把握しつつ、その解決に向けて一緒に考えるきめ細かな取組みを継続的に実施していきます。また、外部の支援機関や専門家との連携を図りながら、課題解決に向けて顧客の主体的な取組みを最大限支援します。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- ・取引先企業へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者と営業店の連携を強化しています。
- ・栃木県中小企業再生支援協議会等と秘密保持契約を締結し、事業再生に向けて連携を図っています。
- ・一般社団法人栃木県中小企業診断士会との連携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援態勢を構築しています。
- ・取引先企業の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修や、経営改善・事業再生の研修に継続的に参加するなど、職員の能力向上に努めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

各営業店において、創業を目指す方や新規事業を計画する事業者との金融面や事業面の相談を行っています。

また、一般社団法人栃木県中小企業診断士会との連携により定期的に開催している経営相談会では、創業や新規事業計画を含め専門的な相談に応じています。

2019年度の創業資金や新規事業に対する融資実績は10先 71百万円です。

b. 成長段階における支援

2019年度は、ビジネスマッチングの一環として、城南信用金庫主催の「よい仕事おこしフェア」、しののめ信用金庫主催の「フードビジネス個別商談会」、水戸・結城信用金庫主催の「しんきんビジネスフェア」に協賛参加しました。また、足利銀行主催の「ものづくり企業展示・商談会」に共催参加しました。

その他、中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展2019」に参加しました。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善や事業再生は早期に着手することが重要であり、収益が低下している事業者や財務内容に問題がある事業者に対して、積極的な経営改善の働きかけを行っています。2019年度は重点支援先21先を含む26先に対して経営改善計画策定やモニタリングに基づく経営支援を実施しました。また、経営改善等の支援に当たっては中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター等の支援機関や中小企業診断士等の外部専門家と各種の連携を図っており、2019年度は8社に対して外部専門家との連携した支援に取り組みました。

地域の活性化に関する取組状況

2016年1月21日に那須烏山市と地方創生に関する取組みの推進及び実現に寄与することを目的とした包括連携協定を締結し、同年10月27日には那須烏山商工会と産業の振興・発展に資することを目的とした連携協定を締結するなど、地域密着型金融機関として地域の活性化に取組んでいます。

また、地域の農業経営の発展を支援するため、2017年6月1日に栃木県農業信用基金協会と債務保証契約を締結し、農業近代化資金等の農業制度金融の取扱いを行っています。

2020年3月末の栃木県農業信用基金協会付融資残高は9件61百万円で、うち農業近代化資金融資残高は5件50百万円です。



「ものづくり企業展示・商談会」の様子



「しんきんビジネスフェア2019」の様子



無料相談会の様子



取組みの実績

主要な項目	2019年度
ライフサイクルに応じた支援強化	
1 経営改善支援取組み先	26先
2 経営改善計画策定先 (2019年度に策定した先数、簡易型計画書を含む)	4先
3 ランクアップ先	0先
4 創業・新事業支援融資実績	10先 71 百万円
5 ビジネスマッチング件数	5 件

経営改善支援の取組み

	期初債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先B	Bのうち、期末に ランクアップした先	Bのうち、期末に 変化しなかった先	Bのうち、経営改善 計画を策定した先
正常先①	1,168	1		0	1
その他要注意先②	399	21	0	21	3
要注意先					
要管理先③	2	0	0	0	0
破綻懸念先④	71	4	0	4	0
実質破綻先⑤	23	0	0	0	0
破綻先⑥	3	0	0	0	0
小計(②～⑥の計)	498	25	0	25	3
合 計	1,666	26	0	25	4

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

2019年度
新規に無保証で融資した事業資金の件数
265件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合
12.81%
保証契約を解除した件数
12件

(注) 1.「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。



日本公認会計士協会と連携推進の覚書締結



中小企業会計啓発・普及セミナーの様子



栃木県中小企業家同友会と
中小企業支援に関する覚書締結

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがいまして、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫は会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがいまして、総代会は総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きで選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は50名以上80名以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
- なお、2020年6月30日現在の会員数は17,149人で、総代数は69名です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選任は総代候補者選考基準に基づき、次の手続を経て行われます。

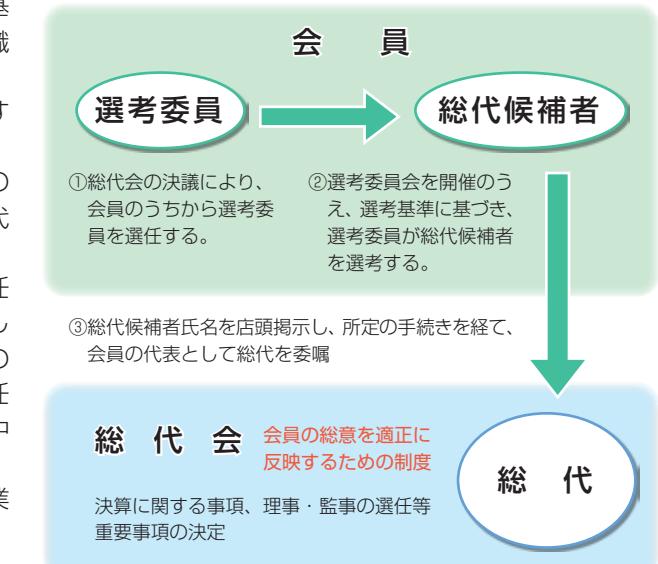
- ①総代会の決議により、会員のうちから総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

① 資格要件

- ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で満80歳を超えない方
- #### ② 適格要件
- ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・良識をもって正しい判断ができる方
 - ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
 - ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
 - ・行動力があり、積極的な方
 - ・人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
 - ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代が選任されるまでの手続き

地区を3区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める





総代一覧（敬称略・五十音順・氏名の後の数字は総代への就任回数）

第1区 那須烏山市、那珂川町、大田原市、那須町、常陸
大宮市のうち旧美和村・旧緒川村、大子町の一部
(定数35名)

安藤 保 ⑧	佐藤 正明 ⑤	平山 典之 ⑨	新井 裕子 ①	菊地 將夫 ③	半田 保夫 ⑥
石井 征美 ⑪	佐野 利之 ⑥	益子 嘉久 ⑪	飯野 文江 ①	齊藤 真一 ①	平山 洋三 ⑦
石川 英雄 ④	五月女兼光 ④	皆川 孝行 ②	稻田 辰一 ⑧	塙野 充 ②	深澤 雄一 ⑤
稻澤 豊 ①	田代 富夫 ①	矢板 和則 ④	猪瀬 義弘 ④	地神 久郎 ①	福田 治雄 ⑤
宇井 良介 ②	丹野 伸 ④	山崎 浩 ⑤	大谷 伸 ⑫	篠崎 智行 ①	船田 雅弘 ③
植竹 雅弘 ④	束原 正記 ⑤	横山 通有 ⑨	落合 友三 ①	早乙女勝彦 ①	八城 光男 ⑨
大金 昇 ⑦	長岡 始 ⑤	龍崎 真一 ②	小野 定 ⑤	五月女昌伸 ④	吉田 人也 ①
大戸 進 ⑤	中山 巍 ⑧	渡辺 大明 ④	小野 敏夫 ⑤	高瀬 順一 ①	
川野 和彦 ②	中山 耕治 ①	渡邊 豊 ①	上吉原祥泰 ⑦	田村 恭志 ①	
佐藤 琢夫 ①	成田 栄 ⑦				

(29名)

(25名)

第2区 宇都宮市、上三川町 (定数30名)

阿久津裕一 ①	古口 保 ①	鈴木 恒充 ⑤	滝 修一 ①	樋口 三男 ①
石崎 雅之 ②	小森 照久 ④	添田 仁男 ⑥	長島 久登 ①	福富 賢治 ③
石塚 賢二 ①	佐山 文雄 ①	高林 健一 ①	中村 浩之 ①	横堀 肇 ①

(15名)

2020年6月30日現在69名

総代の属性別構成比

※業種別の構成比は、法人役員、個人事業者に限る。

職業別 法人役員 78.3%、個人事業主 14.5%、個人 7.2%

年齢別 70歳代以上 44.9%、60歳代 37.6%、50歳代 15.9%、40歳代 1.4%

業種別 製造業 10.1%、農・林業 8.7%、建設業 8.7%、電気・ガス・熱供給・水道業 1.4%、卸・小売業 18.8%、不動産業 17.4%、宿泊業 1.4%、飲食業 2.9%、医療・福祉 7.2%、その他のサービス業 23.2%

第72回通常総代会の決議事項

第72回通常総代会は、2020年6月25日当金庫本店会議室で開催いたしました。次の事項が付議され、それぞれ原案とのおり承認可決されました。

- ①報告事項 ・第72期業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
- ②決議事項 ・第1号議案 第72期 剰余金処分案承認の件
・第2号議案 定款一部変更の件
・第3号議案 会員除名の件
・第4号議案 総代候補者選考委員選任の件



第72回通常総代会の様子

役員と職員の状況

理事・監事の氏名および役職名

理事長 束原 民範	常勤理事 大橋 伸夫	常勤監事 山本登志男
専務理事 森島 昭生	理事 谷口 征一	監事 関 忠夫 ^(※2)
常務理事 小幡 一美	理事 佐藤 光男	監事 吉水 義浩
常勤理事 滝 明美	理事 池澤 進 ^(※1)	
常勤理事 岡安 義彦	理事 飯塚 芳一 ^(※1)	2020年6月30日現在

* 1 理事 池澤進・飯塚芳一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

* 2 監事 関忠夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

役員・職員の状況

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
常勤役員(人)	7	7	7
男子(人)	106	100	99
女子(人)	79	78	80
職員合計(人)	185	178	179
うちパート・臨時(人)	10	11	12
職員平均年齢(除くパート等)	40歳1か月	41歳1か月	40歳11か月
職員平均勤続年数(同上)	16年11か月	17年4か月	16年4か月

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いについて、主として次の事項を規程で定めています。

- a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98百万円

(注) 1.対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」89百万円、「退職慰労金」9百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用者兼務役員の使用者としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



当金庫の経営理念・方針・姿勢

私たちも烏山信用金庫は、中小企業や地域の皆さまのための協同組織による地域金融機関です。協同組織は、相互扶助を基本理念に、会員や利用者ならびに地域のニーズにお応えすることを経営の基本としています。基本方針と経営方針のもと、地域の皆さまのご支援をいただきながら、より一層、中小企業金融の円滑化と地域経済の発展・繁栄にお役に立つよう努めてまいります。

経営理念

基本方針

地域とともに明日をめざして、協同組織金融機関として地域社会の発展に貢献する。

経営方針

- 健全経営により適正な利益を確保し、会員・地域社会への還元と職員の幸福増進を目指し運営する。
- 全職員が互いに切磋琢磨し、法令を遵守し、誠実・謙虚を行動指針とし、社会的責任を遂行する。
- よい伝統は守りながら、いつも新しさを求め、時代の流れに遅れぬよう前向きに努力する。

経営計画

長期経営計画～輝く未来への創造～（2018年度～2028年度）

- 地域貢献・地域密着・地域活性化に向けた取組みを強化し、お客さまにとって必要な存在になる。
- 地域のお客さまに安心してお取引いただくために、当金庫の経営基盤の強化と革新的な取組みにチャレンジする。
- 多くのお客さまにご満足いただける金融サービスをご提供するために、人間力の高い職員を育て、モチベーションを高められる環境づくりに取り組む。

経営3か年計画～共創による強固な経営基盤の確立に向けて～（2018年度～2020年度）

- 地域支援力・営業力の強化
地域経済の発展に資する取組みや地方創生（地域貢献・社会貢献活動）の取組みを強化するとともに、信用金庫の強みや独自性の發揮に取り組む。
- 経営力・内部管理態勢の強化
収益性の向上や生産性・効率性の向上、健全性の確保など経営力の強化に取り組むとともに、内部管理態勢（コンプライアンス態勢・リスク管理態勢）の強化と業務継続態勢の整備に取り組む。
- 人材力・組織力の強化
人材育成と人材確保の強化に取り組むとともに、職員満足度の向上に取り組む。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織として対応し、職員の安全を確保しつつ迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます)。し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

融資の基本方針（クレジットポリシー）

当金庫は、経営理念である「地域とともに明日をめざして、協同組織金融機関として地域社会の発展に貢献する。」に基づいて中小企業金融の円滑化と地域経済の発展、繁栄に努めてまいります。

1.融資の対象

協同組織の金融機関として小口・多数融資を原則に、地元中小企業と個人を対象として地域社会の発展につながる融資を心がけるとともに、地域社会との共存共栄を図っていきます。

2.コンプライアンスと社会的信頼

社会的責任と公共的使命を意識し、各種法令、規則、規範等を厳格に遵守するとともに、健全な倫理観に基づく融資判断をすることによって地域社会における当金庫の信用と信頼を高めていきます。

3.顧客への説明態勢

与信取引(融資契約およびこれに伴う担保・保証契約)に際しては、対等な立場でお客さまの知識、経験および財産の状況を踏まえ適切な説明を行います。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するために、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取組んでまいります。

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定されている信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまから資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客さまの話をよく聞き、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組んでまいります。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、地域金融円滑化の取組み方針を適切に実施するために、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

- (1) 態勢整備を図るために、理事会等において「本基本方針」を決

お客さまと情報の保護

顧客保護等管理方針

1.当金庫は、お客様との取引に際しましては、法令およびルールを厳格に遵守し、お客様のニーズに応じた適切な金融商品を提供するとともに、お客さまの利益の保護、利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

2.当金庫は、お客さまへご説明が必要とされる取引または商品について、お客さまの知識・経験・資産の状況およびご契約の目的に照らして適切な情報の提供と商品説明を行ってまいります。

3.当金庫は、お客さまからのご相談や苦情等について公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。

3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

4.適切な融資慣行

融資審査にあたっては、営業推進部門と独立した審査管理部門により、お客さまの財務状況や資金使途、回収の可能性などを総合的に検討を行い、担保・保証に過度に依存しない融資を行います。なお、経営者以外の第三者保証による個人連帯保証を求めないことを原則とし、経営者による個人保証については「経営者保証に関するガイドライン」を尊重して、過度な保証を求めない融資慣行の確立に努めます。

5.適正な収益の確保

資産の健全性の維持・向上を図り、リスクに見合った適正な収益の確保を行っていきます。

6.資産の健全化

適正な自己査定を実施し、常に自らの資産状況を正確に把握することにより、資産の健全性を確保します。

議し、「金融円滑化管理方針」や「金融円滑化管理規程」等を策定するとともに、金融円滑化管理責任者を選定しています。

- (2) お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当者と営業店の連携を強化しています。
- (3) 中小企業診断協会との提携による経営相談会をはじめ、専門家を活用した経営相談・経営支援体制を構築しています。
- (4) お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、継続的に業界団体等の研修に参加しています。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4.当金庫は、お客さまの情報を適かつ適法な手段で取得し、法令で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供は行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報へのアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

5.当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針において、「お客さま」とは当金庫とお取引されている方および当金庫とお取引をしようとされている方をいいます。

※本方針において「お客さまへご説明が必要とされる取引または商品」とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等のお客様と当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。



口座不正利用への対応

預金口座を不正に利用し、①交通事故などを装って現金をだまし取るオレオレ詐欺、②アダルトサイトの利用料金名目などで請求書を送りつける架空請求詐欺、③融資を装って申込者から保証金をだまし取る融資保証詐欺などの「振り込め詐欺」や、④未公開株などの購入代金等の名目で現金をだまし取る金融商品等取引名目詐欺、⑤ギャンブル等必勝法として会員募集し、会員登録料や情報提供料などの名目で現金をだまし取るギャンブル必勝情報提供名目詐欺などの「その他の特殊詐欺」を加えた詐欺の総称「特殊詐欺」など悪質な事件が多発しています。また、新たな手口として、インターネットを利用したネット詐欺被害も増え、大きな社会問題となっています。

当金庫では、お客さまの大切な預金口座が不正利用されないために、預金口座開設時にお客さまの本人確認の徹底とともに、その後の取引時においても、取引を行う目的、職業・事業内容等の確認をさせていただいている。また、借名口座や口座の譲渡が明らかになった場合や、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しています。万一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、速やかに行政庁へ届出を行うとともに、警察庁等にも積極的に協力しています。

■振り込め詐欺の未然防止

当金庫では、大きな社会問題となっている「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」、「盗難・偽造キャッシュカード」の不正使用によるお客さまの被害を未然に防止するため、ATMコーナーや店頭に注意を喚起するポスターの掲示をするとともに、過去1年間、ATMにてキャッシュ

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または業務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。
4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは業務部にご相談ください。
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てて頂くことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部にお尋ねください（ただし、栃木県弁護士会での調停は行っていません）。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が、テレビ会議システム等を用いて共同して紛争の解決にあたります。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

カードを利用した振込を行ったことがない70歳以上のお客様の振込取引の利用制限をいたしました。また、窓口で振込み手続きをなされるお客さまへの気配りについても、声掛け励行など細かな指導を実施しています。最近の振り込め詐欺事件の手口を見ますと、近親者の突然的な事故を装い、弁護士、警察官、学校の先生、裁判所の係員などと称し、通常ではあり得ない即時談にする条件や融資をすることを装う融資保証金詐欺、インターネットを利用したネット詐欺等によって現金を振り込ませるなど、ますます巧妙となっています。「振り込め詐欺」等は被害者の心理を巧みに悪用した犯罪で「誰もが被害者になる可能性」があります。緊急事態を告げて振り込みを急がせる電話には十分な注意が必要です。そのような電話があつたら、すぐに振り込みます、ご家族、ご親戚、警察官などに相談し、あわてず冷静に対応するようお願いいたします。

■偽造キャッシュカードへの対応

現金自動預払機（ATM）支払限度額を100万円から50万円に引き下げ被害額の極小化を図るとともに、お客さまにはキャッシュカードの暗証番号を他人が簡単に想定できる「生年月日」や「電話番号」などを使用しないように注意喚起を促すなど、カード管理の厳正化を呼びかけています。

それに伴い、平成19年6月11日よりICカード発行を開始いたしました。従来のキャッシュカード（MS）をご利用のお客さまにつきましても、切替発行手続きのお願いをしてセキュリティーの強化を図っています。

また、盗難・偽造キャッシュカードを用いたATMからの不正な預金払戻し被害について、重大な過失があった場合を除き、原則、当金庫が補償するとしています。

烏山信用金庫 業務部

住所：〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町4290番地
TEL：028-688-0041
FAX：028-678-3012
e-mail：sks@karashin-bank.co.jp
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、FAX、Eメール、手紙、面談

* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を置くとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、業務部および関係部署が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を業務部から行います。

- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づ

金融商品に係る勧誘方針

当金庫では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1)個人情報の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客さまの個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や融資渉外係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

- き、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や、迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、当金庫の各営業店窓口もしくは末尾記載の個人情報相談窓口までお申出ください。



3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫の各営業店窓口もしくは個人情報相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。
- 個人情報の保護の徹底が図られるよう組織体制・内部規程等を整備し、従業者に対して必要かつ適切な教育・研修指導や監督を行います。

預金保険制度とペイオフ

預金保険制度とは

万が一金融機関が破綻した場合、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営主体となって預金者等を保護し、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

ペイオフとは

万が一金融機関が破綻した場合に、預金者を保護するため預金保険制度によって、一般預金等は1金融機関ごと預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等について、保険金としてその全額が支払われることをいいます。(元本1,000万円を超える部分とその利息等については、破綻した金融機関の財産の状況等を考慮して決定される率(概算払い率)を乗じた金額の支払い(概算払い)が受けられます。)

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

※同一の預金者が破綻した金融機関に複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して預金保険で保護される預金等の総額を算定します。これを「名寄せ」といいます。

預金者の皆様へ

名寄せのため、正確な預金者データを整備するには預金者の皆様の氏名、生年月日、住所(法人の場合は名称、設立年月日、住所地)、電話番号等が必要です。このため、預金者の皆様は引越しや結婚等によりこれらの事項に変更が生じた場合は、速やかに当金庫の窓口での手続をお願いいたします。

- 個人情報の取扱いを外部の企業に委託する場合は、必要かつ適切な管理・監督を行います。
- 当金庫は、個人情報の取扱いが定められた法令や内部規程に従って適切に行われていることを厳正に監視し、改善を要する事項が判明した場合は、速やかに対処・是正を行います。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫の各営業店窓口もしくは下記の個人情報相談窓口までご連絡ください。

烏山信用金庫 事務部内 個人情報相談窓口

住所：〒321-0628 栃木県那須烏山市金井1-7-10
TEL：0287-82-3015 FAX：0287-82-7655
Eメール：skks@karashin-bank.co.jp

決済用預金はどのような預金か

決済用預金とは、①利息がつかないこと、②預金者が払戻しをいつでも請求できること、③決済サービスを提供できること、という3つの条件を満たすものです。当座預金や利息のつかない普通預金など決済用預金は全額保護されます。

当金庫では、平成16年12月から希望するお客様に決済用の普通預金を提供しています。

預金保険制度の対象となっている預金等は

対象となっている預金等は以下のとおりです。

- 当座預金
- 普通預金
- 別段預金
- 定期預金
- 通知預金
- 納税準備預金
- 貯蓄預金
- 定期積金
- 掛金
- 元本補てん契約のある金銭信託(ビック等の貸付信託を含む)
- 金融債(保護預り専用商品に限る)
- 上記を用いた積金・財形貯蓄商品等

預金保険の対象となっていない預金等は

対象となっていない預金等は以下のとおりです。

- 外貨預金
 - 譲渡性預金
 - 金融債(募集債および保護預り契約が終了したもの)
 - 無記名預金
 - 他人、架空名義の預金
 - 導入預金等
- なお、保護されない預金等であっても破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。

法令等遵守とリスク管理態勢

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

■基本的な考え方

当金庫は、法令等遵守(コンプライアンス)を重視した企業風土を醸成することを経営の最重要課題と位置づけ、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたり、その精神を役職員1人ひとりにまで浸透させ、コンプライアンスがすべての業務に優先するという考え方を全役職員に共有させています。

■コンプライアンス・プログラムの基本方針

1. 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努める。
2. 役職員は、あらゆる法令・規則・規範等を厳格に遵守し、仮にも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応する。

リスク管理の態勢

社会構造の変化や規制緩和などから金融機関の業務が多様・拡大していることに伴い、リスク管理も急激に多様化・複雑化しています。当金庫は、リスク管理こそが経営の重点施策と位置づけ、発生するさまざまなリスクに適切に対応するため、各種リスクを管理するリスク管理部署等の組織および役職員の役割を明確にし、その強化・高度化に努めています。

■リスク管理の基本方針

基本的な考え方

各種リスクの状況の的確な把握と管理・コントロールにより、経営の健全性を図っていくことで、信頼性の維持・向上を目指していく基本的な考え方から、当金庫は、各種リスクを認識し、リスク管理部署等の組織および各種会議の役割を明確に定め、金庫内に周知させることで、リスク管理体制の確立に努めています。

■統合的リスク管理体制

当金庫では、リスクの種類に応じて主管部門および担当部門を定め、リスクの把握、管理状況のチェックなど適切なリスク管理を行っています。各リスク管理部門で把握しているリスクの状況は、「ALM委員会」へ報告され、経営陣の意思決定に反映される体制となっています。

【ALM体制】

ALM委員会は、常勤役員と本部の部室長で構成され、各部門から報告されるリスクや収益等の状況を把握してリスク・コントロールに努めるとともに、資産・負債の最適化に向けた審議・分析・検討等を行っています。

■組織・運営体制

当金庫では、コンプライアンス統括部署を総務部と定め、コンプライアンスに係る企画・立案・推進・状況把握を行い、理事長が任命した担当役員、本部各部室長、本店営業部長および宇都宮支店長で構成する「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する各種課題を検討・審議のうえ、理事会に報告、諮問する体制としています。さらに、本部各部と営業店にはコンプライアンス責任者と担当者を配置し、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めています。

当金庫では、社会的規範を全うすべく「信用金庫行動綱領」を制定し、経営の基本方針を実現するための倫理観、価値観を明らかにしています。また、法令等遵守を実現するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、遵法意識の徹底を図るとともに、毎月全役職員が勉強会を実施し、その成果を報告するなどして倫理感覚・遵法精神の高揚を図っています。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳格に管理するため、営業推進部門から与信案件を審議する部門を分離し、相互牽制機能が働くようにしています。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に詳しく記載いたしました。

【自己査定体制】

全ての資産について、営業店および本部担当部門が第一次査定を行い、融資部門において第二次査定を実施しています。さらに、その査定結果が適切であるかを、営業部門から独立した監査部門が検証を行っています。

検証の結果については監査人である公認会計士が監査し、資産査定が適正に実施されているかを再検証する体制としています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動することで損失を被るリスクをいいいます。当金庫では、感応度分析・VaR分析等による経済価値ベースでのリスク、シナリオ分析等による期間損益ベースでのリスクを把握・分析しています。なお、ALM委員会においては、多面的に審議することにより、市場リスクのコントロールを行っています。



■オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、金融機関の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーション・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクがあります。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に記載しています。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の調達と運用における期間のミスマッチや予期しない資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、期間別に資金の入出金のギャップや資金調達可能額を把握し、資金繰りに問題が生じることがないように常時管理しています。

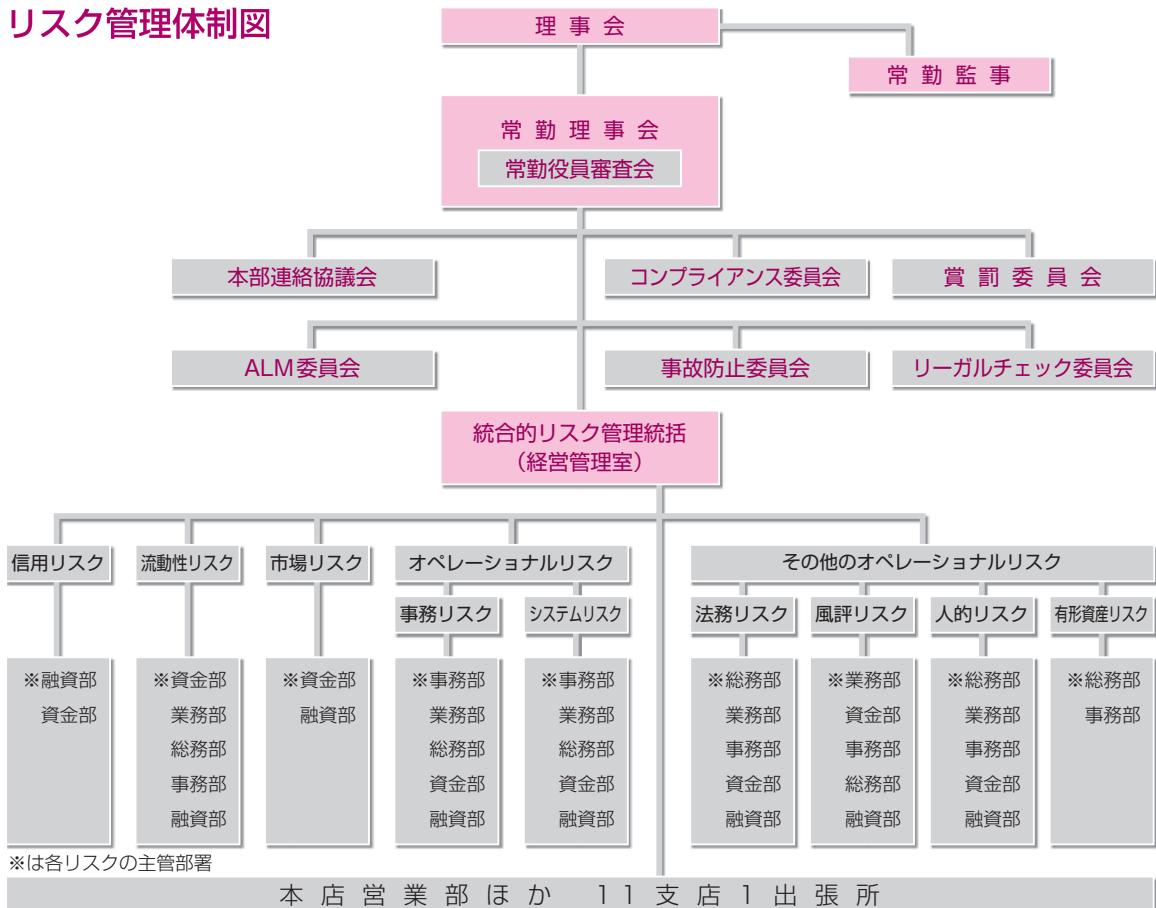
償却および引当の方針

当金庫では、「自己査定基準」に基づいて、貸出金等の資産の価値を債務者の財務・経営状況に応じて自ら査定し、資産を分類しています。この自己査定結果を受け、厳格な基準に則した償却・引当を行っています。この状況を「信用金庫法に基づくリスク管理債権」とおよび「金融再生法に基づく開示債権」としてお知らせしています。

関係法令に従い、自己査定の結果に基づき、次のとおり償却・引当を実施いたしました。

1. 基準日 2020年3月31日
2. 対 象 貸出金、債務保証見返、仮払金、計上未収利息、有価証券等
3. 正常先、要注意先については貸倒実績率を採用しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込み額および保証による回収見込み額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
4. 実質破綻先および破綻先においてⅢ、Ⅳ分類となったものについては、全額貸倒引当または直接償却いたしました。

リスク管理体制図



2019年度 事業の概況

■事業の概況

2019年度は経営3か年計画の中間年度であり、「地域支援力・営業力の強化」「経営力・内部管理態勢の強化」「人材力・組織力の強化」に重点的に取り組み、協同組織金融機関として、会員・地域住民の皆さま、地域の関係諸機関との連携をさらに深め、地域経済の活性化、持続的な発展に寄与すべく、地域の事業者の皆さまや個人のお客さまの資金ニーズに積極的に取り組み、顧客サービスの一層の向上を図り、経営の健全性の維持・向上に努めました。

主要な取引先である小規模事業者や中小企業の経営環境は、急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、地域の需要が伸び悩んでいるほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化しており、当金庫の営業地域においても、人口減少・少子高齢化による地域経済の疲弊など様々な課題に直面しています。

長引く超低金利政策のもと他金融機関との競合や預貸金利鞘の縮小など本業における収益力が低下しているほか、余資運用利回りも低水準のまま推移するなど厳しい経営環境が続いているますが、今後も、最大の財産である地域との絆やふれあいを育みながら、地域連携と広域ネットワークを最大限に活用して、地域やお客様の利便性を重視した金融サービスと中小企業の活性化に取組んでまいります。

■業績

2019年度の決算概況は次のとおりです。

(1) 主要勘定

預金積金は平均残高が1,827億円（前年度比2億円、0.12%増）、期末残高が1,823億円（同1億円、0.06%減）、貸出金は平均残高が675億円（同4億円、0.70%減）、期末残高が680億円（同7億円、1.05%減）となりました。預金積金については、平均残高は増加しましたが、期末残高は減少しました。貸出金については、平均残高、期末残高ともに減少しました。

有価証券は平均残高が497億円（同0.1億円、0.02%増）、期末残高が492億円（同16億円、3.27%減）となりました。預け金は有価証券の残高減少に伴い、平均残高が703億円（同9億円、1.44%増）、期末残高が697億円（同11億円、1.71%増）と増加しています。

(2) 損益の状況

経常収益は、貸出金や預け金等の利息収入が減少しましたが、投信・国債・株式等の有価証券売却益、役務取引等収益、貸倒引当金戻入益などが増加したことで23億62百万円（前年度比2億6百万円増）となりました。

経常費用は、預金利息等は僅かに減少しましたが、役務取引等費用、国債等債券償還損、人件費・物件費等の経費および貸出金償却などが増加したことで21億80百万円（同1億59百万円増）となり、経常利益は1億81百万円（同46百万円増）となりました。

特別損失64百万円（同63百万円増）控除後の税引前当期純利益は1億16百万円（同16百万円減）となり、法人税、住民税及び事業税1百万円、法人税等調整額7百万円により、当期純利益は1億7百万円（同15百万円減）となりました。

■事業の展望と課題

昨年末から顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大によって国内はもとより世界中の経済活動が停止し、感染拡大がいつ収束するのか、国内経済にどのような影響が出てくるのかも計り知れない状況となっており、既に様々な経営課題を抱えている営業地域内の小規模事業者や中小企業は、更なる苦境に立たされています。しかし、こうした厳しい状況にあるからこそ、地域のために存在し、地域を守るという当金庫の使命を果たしていくかなければならないと考えています。

このような環境変化に対応しつつ、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくことが当金庫に求められる大きな役割となっており、こうした役割を果たしていくためには、これまで以上に地域との連携を深め、地域のお客さまのニーズに沿ったサービスを提供していかなければなりません。そのためには、営業力の強化を図り財務基盤を一層安定的なものとしていくことが何よりも不可欠であり、超低金利環境が続く中、当金庫の収益構造を見直すとともに、face to faceを活かした事業性評価やコンサルティング機能を一層強化し、地域における新たな資金需要の創出に努め、取引先の様々なニーズに応えるべく付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。



項目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	千円	2,626,025	2,465,189	2,374,170	2,155,760	2,362,111
業務純益	千円	288,587	164,858	301,539	98,497	270,981
経常利益	千円	237,385	306,720	218,962	134,265	181,219
当期純利益	千円	168,291	107,162	91,864	123,687	107,872
出資総額	百万円	674	675	675	676	678
出資総口数	千口	13,499	13,511	13,515	13,525	13,563
純資産額	百万円	7,639	7,416	7,140	7,628	7,287
総資産額	百万円	187,762	189,114	191,675	193,115	192,428
預金積金残高	百万円	177,303	178,878	181,526	182,441	182,335
貸出金残高	百万円	68,421	69,992	68,699	68,731	68,008
有価証券残高	百万円	45,349	47,848	47,036	50,868	49,205
単体自己資本比率 *	%	10.92	10.50	10.44	10.21	10.43
出資に対する配当金（1口当たり）	円	1	1	1	1	1
役員数	人	13	13	13	13	13
うち常勤役員数	人	6	6	7	7	7
職員数	人	191	186	175	167	167
会員数	人	17,354	17,374	17,348	17,269	17,265

*単体自己資本比率： 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準にかかる算式に基づき算出しています。

■自己資本比率



■純資産額



直近2事業年度における財産状況

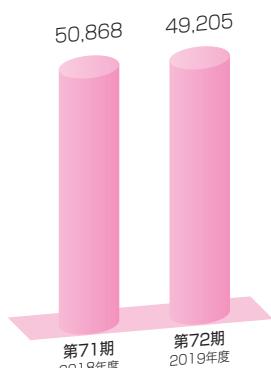
■貸借対照表

(資産の部) (単位:千円)

科 目	期 別 第71期 2018年度	第72期 2019年度
現金	1,436,603	2,008,490
預け金	68,565,973	69,739,884
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	50,868,887	49,205,062
国債	4,933,033	4,966,882
地方債	4,015,557	4,473,386
社債	12,126,731	11,986,268
株式	766,235	672,669
その他の証券	29,027,329	27,105,855
貸出金	68,731,024	68,008,921
割引手形	504,048	412,996
手形貸付	5,353,073	5,689,153
証書貸付	60,228,945	59,290,197
当座貸越	2,644,958	2,616,575
その他資産	1,235,042	1,203,106
信金中金出資金	897,600	897,600
未収収益	176,418	161,665
その他の資産	161,023	143,840
有形固定資産	2,308,368	2,346,627
建物	982,878	930,504
土地	1,198,893	1,152,578
建設仮勘定	—	163,032
その他の有形固定資産	126,596	100,512
無形固定資産	9,484	9,484
前払年金費用	102,005	21,969
繰延税金資産	—	6,632
債務保証見返	550,748	465,005
貸倒引当金	△ 692,852	△ 593,103
(うち個別貸倒引当金)	(△ 669,298)	(△ 564,815)
資産の部合計	193,115,285	192,422,081

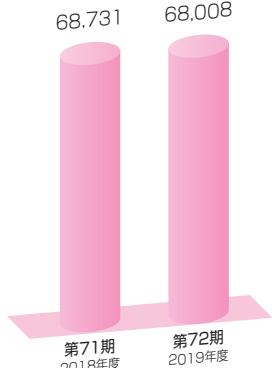
■有価証券残高

(単位:百万円)



■貸出金残高

(単位:百万円)



(負債および純資産の部)

科 目	期 別 第71期 2018年度	第72期 2019年度
預金積金	182,441,595	182,335,546
当座預金	1,417,650	1,174,614
普通預金	74,925,735	79,426,723
貯蓄預金	1,970,545	1,983,616
通知預金	406,754	376,227
定期預金	98,456,078	94,097,301
定期積金	4,806,719	4,429,510
その他の預金	458,111	847,552
借用金	1,743,700	1,739,960
その他負債	246,845	196,348
未払費用	58,188	54,777
給付補てん備金	3,633	1,092
未払法人税等	1,850	1,850
前受収益	17,138	20,390
払戻未済金	12,151	8,623
その他の負債	153,883	109,614
代理業務勘定	—	2,627
賞与引当金	54,176	52,152
役員退職慰労引当金	183,945	175,570
睡眠預金払戻損失引当金	11,217	19,175
偶発損失引当金	7,808	5,969
繰延税金負債	92,769	—
再評価に係る繰延税金負債	154,350	142,135
債務保証	550,748	465,005
負債の部合計	185,487,156	185,134,490
出資金	676,273	678,155
普通出資金	676,273	678,155
利益剰余金	6,241,841	6,367,564
利益準備金	675,774	676,273
特別積立金	5,000,000	5,000,000
当期末処分剰余金	566,066	691,290
処分未済持分	△ 5,436	△ 4,607
会員勘定合計	6,912,678	7,041,112
その他有価証券評価差額金	311,403	△ 126,370
土地再評価差額金	404,046	372,849
評価・換算差額等合計	715,449	246,478
純資産の部合計	7,628,128	7,287,591
負債及び純資産の部合計	193,115,285	192,422,081



■損益計算書

期別 科 目	第71期 2018年度	第72期 2019年度
経常収益	2,155,760	2,362,111
資金運用収益	1,831,234	2,024,494
貸出金利息	1,160,446	1,112,849
預け金利息	94,736	84,223
有価証券利息配当金	553,457	804,827
その他の受入利息	22,593	22,593
役務取引等収益	203,716	214,661
受入為替手数料	103,146	104,519
その他の役務収益	100,569	110,142
その他業務収益	22,211	34,039
外国通貨売買益	243	24
国債等債券売却益	9,974	22,554
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	11,993	11,460
その他経常収益	98,597	88,915
貸倒引当金戻入益	21,891	48,012
償却債権取立益	44,842	20,781
株式等売却益	8,172	19,310
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	23,960	810
経常費用	2,021,495	2,180,891
資金調達費用	21,852	20,009
預金利息	20,954	19,180
借用金利息	898	828
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	169,862	174,559
支払為替手数料	35,321	34,555
その他の役務費用	134,540	140,003
その他業務費用	13,662	43,755
外国通貨売買損	—	—
国債等債券売却損	436	—
国債等債券償還損	11,805	42,933
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,421	821
経費	1,804,180	1,891,848
人件費	1,217,029	1,274,142
物件費	556,522	585,795
税金	30,628	31,909
その他経常費用	11,937	50,719
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	216	34,166
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	11,721	16,552
経常利益	134,265	181,219

期別 科 目	第71期 2018年度	第72期 2019年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	913	64,379
固定資産処分損	0	3,430
減損損失	913	60,949
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	133,352	116,840
法人税・住民税および事業税	1,845	1,872
法人税等調整額	7,818	7,095
当期純利益	123,687	107,872
繰越金（当期首残高）	442,379	552,221
特別積立金取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	31,197
当期末処分剰余金	566,066	691,290

■剰余金処分計算書

期別 科 目	第71期 2018年度	第72期 2019年度
当期末処分剰余金	566,066,904	691,290,890
剰余金処分額	13,845,583	15,358,047
利益準備金	499,000	1,882,000
普通出資に対する配当金	13,346,583	13,476,047
(配当率)	(年2%)	(年2%)
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	552,221,321	675,932,843

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2020年6月26日

烏山信用金庫

理事長 東原民範

（注）当金庫では、経営の透明性を高めるため貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類につきまして、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人小高和昭公認会計士の監査を受けています。

財務諸表の注記事項

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年	～	50年
その他の	3年	～	8年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,025百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補説は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月分)
0.1566 %
③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円(平成31年3月31日現在)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金29百万円を費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶發損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額33百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額2,178百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は30百万円、延滞債権額は2,575百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は一百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は130百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,736百万円であります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は412百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券(国債)	100百万円
預け金(定期預金)	3,013百万円
担保資産に対応する債務	
預金(公金取扱)	55百万円
借用金(信金中金)	1,739百万円

上記のほか、信金中金が替決済等の取引の担保として、定期預金5,000百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示標準地調査に基づく地価公示価格に基づいて、(時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △450百万円



22. 出資1口当たりの純資産額540円98銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、資金部において金融資産及び負債の金利や期間を統合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、資金部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、その他の証券を除くすべての有価証券の市場リスク量を、VaRにより日々(営業日)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散・共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間3年)により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,697百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	69,739	69,838	98
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	11,300	11,916	615
その他有価証券	37,803	37,803	—
(3) 貸出金(*1)	68,008	—	—
貸倒引当金	△593	—	—
	67,415	69,108	1,692
金融資産計	186,259	188,666	2,406
(1) 預金積金(*1)	182,335	182,376	40
(2) 借用金(*1)	1,739	1,745	5
金融負債計	184,075	184,121	46

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、25.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利(証書貸付)によるものは元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。

また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP等)を用いております。

(2) 借用金

固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(*1)	92
組合出資金(*2)	8
合計	100

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるところから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	62,239	5,000	—	2,500
有価証券				
満期保有目的の債券	—	100	8,301	2,888
その他有価証券のうち				
満期があるもの	2,088	12,574	13,869	5,985
貸出金	15,395	22,606	14,202	11,896
合計	79,723	40,281	36,373	23,270

(注) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	84,299	11,388	60	1,849
借用金	1,702	11	19	6
合計	86,002	11,400	79	1,855

(注) 預金積金のうち、要求払預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券		(単位：百万円)	
	種類	貸借対照表計上額	時価
	国債	3,788	4,239
時価が貸借対	地方債	600	658
照表計上額を	短期社債	—	—
超えるもの	社債	3,712	4,061
	その他	299	317
	小計	8,400	9,276
	国債	—	—
時価が貸借対	地方債	—	—
照表計上額を	短期社債	—	—
超えないもの	社債	—	—
	その他	2,900	2,639
	小計	2,900	2,639
	合計	11,300	11,916
			615

その他有価証券			
	種類	貸借対照表計上額	取得原価
	株式	354	195
貸借対照表計	債券	9,057	8,859
	国債	579	567
上額が取得原	地方債	3,675	3,551
価を超えるも	短期社債	—	—
の	社債	4,801	4,740
	その他	12,729	12,155
	小計	22,141	21,209
	株式	226	297
貸借対照表計	債券	4,267	4,312
	国債	598	601
上額が取得原	地方債	197	198
価を超えない	短期社債	—	—
もの	社債	3,471	3,512
	その他	11,168	12,109
	小計	15,662	16,719
	合計	37,803	37,929
			△126

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券			
	(単位：百万円)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	87	19	—
債券	514	22	—
国債	414	22	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	100	0	—
その他	—	—	—
合計	602	41	—

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、20,596百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が20,546百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位：百万円)
税務上の繰越欠損金	194
貸倒引当金	331
減価償却超過額	107
減損損失	98
未収利息計上額	8
役員退職慰労引当金	48
その他	34
繰延税金資産小計	824
評価性引当額	△811
繰延税金資産合計	12
繰延税金負債	
前払年金費用	6
繰延税金負債合計	6
繰延税金資産の純額	6

損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額7円96銭
- その他の経常費用には、責任共有制度負担金8,144千円を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)			
地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失
宇 都 宮 市	営業用店舗1ヶ店	建 物 他	7,253
高 根 沢 町	//	土 地 他	46,260
常 陸 大 宮 市	//	備 品 他	7,436
		合 計	60,949

営業用店舗については、営業店（本店営業部、各支店（出張所含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業用店舗毎に、遊休資産は資産毎にグルーピングしております。本部、倉庫厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

使用方法の変更、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額60,949千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）等に基づき算定しております。



事業の状況

業務の状況に関する指標

■業務収支

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
資金運用収支	1,809,381	2,004,484
資金運用収益	1,831,234	2,024,494
資金調達費用	21,852	20,009
役務取引等収支	33,854	40,102
役務取引等収益	203,716	214,661
役務取引等費用	169,862	174,559
その他の業務収支	8,549	△ 9,716
その他業務収益	22,211	34,039
その他業務費用	13,662	43,755

■業務純益

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
業務純益	98,497	270,981
実質業務純益		270,981
コア業務純益		291,361
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		58,516

- (注) 1. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しています。なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しています。
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	平均残高			利息			利回り(%)		
	2018年度	2019年度	増減	2018年度	2019年度	増減	2018年度	2019年度	増減
資金運用勘定	187,940	188,477	536	1,831	2,024	193	0.97	1.07	0.10
うち貸出金	68,068	67,593	△ 474	1,160	1,112	△ 47	1.70	1.64	△ 0.06
うち預け金	69,284	70,285	1,000	94	84	△ 10	0.13	0.11	△ 0.02
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	49,689	49,700	10	553	804	251	1.11	1.61	0.50
資金調達勘定	184,273	184,481	207	21	20	△ 1	0.01	0.01	0.00
うち預金積金	182,527	182,739	211	20	19	△ 1	0.01	0.01	0.00
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち借用金	1,745	1,742	△ 3	0	0	0	0.05	0.04	△ 0.01

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2018年度64百万円、2019年度60百万円、）を控除して表示しています。なお、資金調達勘定から控除する金銭信託等運用見合額の平均残高および利息はありませんでした。

■受取・支払利息の分析

(単位：千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	増減	残高による増減	利率による増減	増減
受取利息	34,864	△ 201,611	△ 166,747	△ 6,534	199,793	193,259
うち貸出金	△ 24,186	△ 22,803	△ 46,989	△ 8,047	△ 39,550	△ 47,597
うち預け金	△ 1,711	△ 1,540	△ 3,251	1,391	△ 11,904	△ 10,513
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	60,762	△ 177,268	△ 116,506	121	251,249	251,370
うちその他配当金	0	0	0	0	0	0
支払利息	132	△ 2,861	△ 2,729	23	△ 1,866	△ 1,843
うち預金積金	135	△ 2,792	△ 2,657	24	△ 1,798	△ 1,774
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	△ 2	△ 69	△ 71	△ 2	△ 67	△ 69

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については按分しています。

■業務粗利益および粗利益率

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
業務粗利益	1,851,785	2,034,872
業務粗利益率	0.98%	1.07%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■利鞘

(単位：%)

項目	2018年度	増減	2019年度	増減
資金運用利回	0.97	△ 0.09	1.07	0.10
資金調達原価率	0.96	△ 0.04	0.96	0.00
総資金利鞘	0.01	△ 0.05	0.11	0.10

■利益率

(単位：%)

項目	2018年度	増減	2019年度	増減
総資産経常利益率	0.06	△ 0.05	0.09	0.03
総資産当期利益率	0.06	0.02	0.05	0.01

(注) 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

■預金積金および譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
流動性預金	77,069	81,339
うち有利息預金	71,048	74,836
定期性預金	105,013	100,945
うち固定金利定期預金	99,135	95,649
うち変動金利定期預金	885	819
その他	444	454
計	182,527	182,739
譲渡性預金	—	—
合計	182,527	182,739

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賀蓄預金 + 通知預金
- 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 3. 固定金利定期預金は預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
- 4. 変動金利定期預金は預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

■預金積金の推移



■定期預金残高

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
定期預金	98,456	94,097
固定金利定期預金	97,594	93,299
変動金利定期預金	858	798
その他の定期預金	3	—

■貸出金の推移





貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
割引手形	385	368
手形貸付	4,765	5,149
証書貸付	60,372	59,638
当座貸越	2,545	2,437
合計	68,068	67,593

■預貸率の期末値および期中平均値

(単位：%)

	2018年度	2019年度
期末預貸率	37.67	37.29
期中平均預貸率	37.29	36.98

■貸出金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	68,731	68,008
うち変動金利	18,472	18,326
うち固定金利	50,258	49,682

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

項目	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
設備資金	23,574	34.3	22,995	33.8
運転資金	28,370	41.3	28,263	41.6
その他資金	16,786	24.4	16,749	24.6
合計	68,731	100.0	68,008	100.0

■貸出金および債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

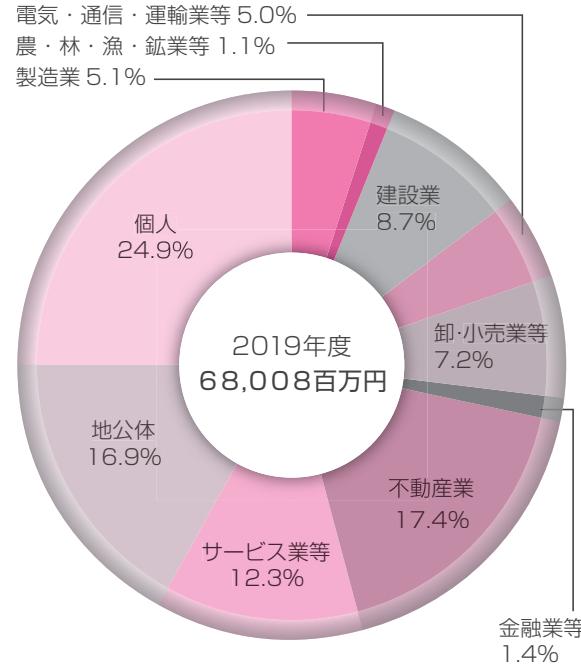
項目	貸出金		債務保証見返	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
担保種類				
当金庫預金積金	1,095	998	—	—
有価証券	25	22	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	17,227	16,385	92	81
その他	—	—	—	—
計	18,349	17,407	92	81
信用保証協会・信用保険	16,877	17,434	56	48
保証	6,241	5,752	7	6
信用	27,262	27,413	395	328
合計	68,731	68,008	550	465

■貸出金業種別残高

(単位：百万円)

業種	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
製造業	3,532	5.1	3,491	5.1
農・林業	734	1.1	712	1.0
漁業	11	0.0	11	0.0
鉱業・採石業・砂利採取業	7	0.0	5	0.0
建設業	5,619	8.2	5,944	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1,361	2.0	1,386	2.0
情報通信業	337	0.5	315	0.5
運輸・郵便業	1,662	2.4	1,722	2.5
卸売・小売業	5,049	7.3	4,917	7.2
金融・保険業	1,669	2.4	925	1.4
不動産業	12,179	17.7	11,826	17.4
物品賃貸業	61	0.1	49	0.1
学術研究・専門・技術サービス業	120	0.2	112	0.2
宿泊業	368	0.5	382	0.6
飲食業	1,042	1.5	961	1.4
生活関連サービス・娯楽業	2,473	3.6	1,921	2.8
教育・学習支援業	364	0.5	373	0.6
医療・福祉	2,370	3.5	2,380	3.5
その他のサービス	1,966	2.9	2,153	3.2
小計	40,934	59.5	39,595	58.2
地方公共団体	10,756	15.7	11,503	16.9
個人	17,039	24.8	16,909	24.9
合計	68,731	100.0	68,008	100.0

貸出金業種別残高 構成比



有価証券、金銭信託等に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、商品有価証券を保有していません。

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
国債	5,082	4,707
地方債	4,150	4,292
社債	12,776	12,197
株式	461	484
外国証券	5,686	7,319
投資信託	21,442	20,611
その他の証券	88	86
合 計	49,689	49,700

■有価証券の残存期間別の残高

2018年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	119	169	187	210	3,811	392	－	4,891
地方債	100	200	1,049	299	700	1,560	－	3,909
社債	2,278	2,431	1,795	980	4,446	100	－	12,032
株式	－	－	－	－	－	－	500	500
外国証券	－	－	1,099	599	800	4,303	－	6,802
その他の証券	60	547	1,814	8,510	7,400	1,500	2,468	22,301

2019年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	89	170	217	90	3,788	601	－	4,957
地方債	200	299	1,049	－	800	2,000	－	4,349
社債	1,319	2,053	1,761	912	4,918	1,000	－	11,966
株式	－	－	－	－	－	－	584	584
外国証券	－	299	1,499	400	800	4,802	－	7,801
その他の証券	435	901	3,949	6,684	3,600	1,500	2,600	19,671

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券…該当ありません。

■満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額		時 価		差 額		うち益		うち損	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 債	3,811	3,788	4,331	4,239	519	450	519	450	－	－
地方債	600	600	666	658	66	58	66	58	－	－
社 債	3,714	3,712	4,128	4,061	413	348	413	348	－	－
その他	2,899	3,199	2,841	2,957	△57	△242	15	18	73	260
合 計	11,026	11,300	11,968	11,916	942	615	1,016	875	73	260

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいています。



■その他の有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	取得原価		貸借対照表計上額		差額		うち益		うち損	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
株式	408	492	673	580	265	88	295	159	29	70
債券	12,707	13,172	12,948	13,325	240	153	242	198	1	45
国債	1,079	1,168	1,121	1,178	41	9	41	12	—	2
地方債	3,309	3,749	3,415	3,873	105	123	105	124	—	1
社債	8,318	8,253	8,412	8,273	93	19	95	61	1	41
その他	26,193	24,265	26,117	23,897	△76	△367	547	574	624	941
合計	39,309	37,929	39,739	37,803	430	△126	1,085	931	655	1,057

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

その他は外国証券、投資信託、その他の証券等です。

■預証率状況

(単位：%)

	2018年度		2019年度	
	期末		期末	
期末		27.88		26.98
期中平均		27.22		27.19

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■子会社・子法人等株式および関連法人等で時価のあるもの

該当ありません。

■時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度
その他有価証券のうち非上場株式 (店頭売買株式を除く)	92	92
投資事業有限責任組合等への出資	10	8

■金銭信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
当期の損益に含まれた評価差額	—		—	
当期の損益に含まれた評価差額	—		—	

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
当期の損益に含まれた評価差額	—		—	
当期の損益に含まれた評価差額	—		—	

その他の金銭の信託

該当ありません。

不良債権への対応

信用金庫法に基づくリスク管理債権

当金庫では、資産の自己査定に基づき、自己査定の結果、破綻先・実質破綻先および破綻懸念先の貸出金の未収利息を収益不計上とし、破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」としてリスク管理債権を開示しています。

これらの開示額は、担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

区分	2018年度	2019年度
破綻先債権	357	30
延滞債権	2,885	2,575
3カ月以上延滞債権	5	—
貸出条件緩和債権	147	130
合計	3,395	2,736

(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金です。
 イ. 更生手続開始の申立てがあつた債務者
 ロ. 再生手続開始の申立てがあつた債務者
 ハ. 破産手続開始の申立てがあつた債務者
 ニ. 特別清算開始の申立てがあつた債務者
 ホ. 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
 3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権を除く貸出金です。
 4. 貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権を除く貸出金です。

リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況

■破綻先債権、延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

区分	2018年度	2019年度
破綻先債権額①	357	30
延滞債権額②	2,885	2,575
合計③=①+②	3,242	2,606
担保・保証額④	2,395	1,884
回収に懸念がある債権額⑤=③-④	846	721
個別貸倒引当金⑥	254	201
同引当率⑦=⑥ ÷ ⑤ × 100(%)	30.07%	27.86%

■3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

区分	2018年度	2019年度
3カ月以上延滞債権額⑧	5	—
貸出条件緩和債権額⑨	147	130
合計⑩=⑧+⑨	152	130
担保・保証額⑪	89	114
回収に管理を要する債権額⑫=⑩-⑪	63	16
貸倒引当金⑬	8	7
同引当率⑭=⑬ ÷ ⑫ × 100(%)	13.10%	43.79%

(注) 1. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 2. 個別貸倒引当金⑥は、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引き当てて計上した金額であり、貸倒引当金⑬は、3カ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対する一般貸倒引当金の合計額です。



金融再生法に基づく開示債権

区分	2018年度	2019年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	735	443
危険債権	2,512	2,162
要管理債権	152	130
正常債権	65,950	65,786
合計	69,351	68,523
不良債権比率	4.90%	3.99%

(注)不良債権については、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）に規定する開示基準に基づき、以下のように区分し記載しています。なお、不良債権には貸倒引当金や担保・保証等により保全されているものも含まれており、それ自体がすべて損失となるものではありません。

- ①「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権で、①②を除くものです。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、①②③以外の債権です。
- ⑤ 金融再生法開示債権の対象債権は、貸出金、未収利息（資産計上分）、仮払金、債務保証見返等です。

金融再生法に基づく開示債権の保全状況

区分	2018年度	2019年度
金融再生法上の不良債権①	3,400	2,737
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	735	443
危険債権	2,512	2,162
要管理債権	152	130
保全額②	2,748	2,207
貸倒引当金③	263	208
担保・保証額④	2,485	1,999
保全率② ÷ ① × 100(%)	80.81%	80.64%
担保・保証等控除後債権に対する引当率③ ÷ (① - ④) × 100(%)	28.73%	28.21%

(注)貸倒引当金③は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

■貸倒引当金内訳

項目	期末残高			期中の増減額		
	2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般貸倒引当金	45	23	28	△ 5	△ 21	4
個別貸倒引当金	716	669	564	3	△ 47	△ 104
合 計	762	692	593	△ 2	△ 69	△ 99

■貸出金償却の額

	2017年度	2018年度	2019年度
貸出金償却	1	0	34

自己資本の充実の状況

1. 自己資本調達の手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,899	7,027
うち、出資金および資本剰余金の額	676	678
うち、利益剰余金の額	6,241	6,367
うち、外部流出予定額（△）	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5	△ 4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	28
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	28
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	125	92
コア資本に係る基礎項目の額（A）	7,048	7,148
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	11	3
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	73	15
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（B）	92	25
自己資本		
自己資本の額（C）〔（A）－（B）〕	6,955	7,122
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,436	64,541
資産（オン・バランス）項目	63,856	64,098
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	123	79
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 435	△ 435
うち、上記以外に該当するものの額	558	514
オフ・バランス取引等項目	580	442
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,687	3,711
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（D）	68,123	68,252
自己資本比率		
自己資本比率（C）÷（D）	10.21%	10.43%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。



2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っていると評価しています。なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づく業務推進を通じ、その利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項目	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A)	64,436	2,577	64,541	2,581
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	60,727	2,429	60,903	2,436
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	537	21	516	20
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	14,769	590	14,761	590
法人等向け	15,581	623	16,061	642
中小企業等向けおよび個人向け	11,883	475	12,547	501
抵当権付住宅ローン	2,924	116	2,881	115
不動産取得等事業向け	5,581	223	4,966	198
3ヶ月以上延滞等	190	7	175	7
取立未済手形	7	0	4	0
信用保証協会等による保証付	676	27	711	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,382	95	2,549	101
出資等のエクスポート	2,382	95	2,549	101
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	6,192	247	5,725	229
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	1,409	56	1,379	55
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	4,057	162	3,620	144
②証券化エクスポート	526	21	124	4
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	526	21	124	4
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	3,059	122	3,432	137
ルック・スルー方式	3,059	122	3,432	137
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	558	22	514	20
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△435	△17	△435	△17
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連携エクスポート	—	—	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額(B)	3,687	147	3,711	148
単体総所要自己資本額[(A)+(B)]	68,123	2,724	68,252	2,730

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポート」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、わが国および外国の中央政府・中央銀行、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体、地方三公社、国際開発銀行、国際決済銀行のことです。
4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートおよび「ソブリン向け」、「金融機関・第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本の額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳正な与信判断を行い、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか、信用格付別や自己査定による債務者区別、業種別などさまざまな角度からの分析に注力しています。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は常勤理事会の審議によるなど管理強化に努めています。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを管理するとともに、高度な計測システムを導入いたしました。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等の理解と遵守を役職員に徹底していますが、さらに「クレジットポリシー」の制定・周知により信用リスクの管理徹底に努めています。また、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制としており、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当金に関する基準」に基づき、将来予想される損失額について自己査定における債務者区分ごとに算定し、適切な引当により、万一に備えています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先とともに、優良担保および回収可能見込額である一般担保（不動産売却可能見込額、一般保証会社保証）を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。なお、それぞれの結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター
- ・ムードィーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・フィッチレーティングスリミテッド
- ・(株)日本格付研究所
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

■信用リスクに関するエクスポートジャーナーおよび主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートジャーナー						3か月以上延滞 エクスポートジャーナー			
	期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度				
国内	166,272	168,011	68,534	68,115	21,734	21,973	—	—		
国外	5,902	7,101	—	—	5,902	7,101	—	—		
地域別合計	172,174	175,113	68,534	68,115	27,636	29,075	—	—		
製造業	4,122	4,677	3,597	3,549	300	900	—	1		
農・林業	797	746	796	745	—	—	—	—		
漁業	11	11	11	11	—	—	—	—		
鉱業・採石業・砂利採取業	7	5	7	5	—	—	—	7		
建設業	5,939	6,473	5,935	6,272	—	200	—	34		
電気・ガス・熱供給・水道業	2,596	3,019	1,594	1,617	999	1,399	—	—		
情報通信業	351	428	337	315	—	100	—	—		
運輸・郵便業	2,030	2,333	1,676	1,725	300	500	—	—		
卸売・小売業	5,709	5,648	5,281	5,121	400	500	—	101		
金融・保険業	79,132	78,808	844	545	8,602	7,402	—	—		
不動産業	13,477	13,340	12,866	12,534	599	799	—	39		
物品貯蔵業	67	54	67	54	—	—	—	—		
学術研究・専門・技術サービス業	177	168	177	168	—	—	—	—		
宿泊業	369	384	368	384	—	—	—	—		
飲食業	1,203	1,148	1,202	1,147	—	—	—	21		
生活関連サービス・娯楽業	2,655	2,142	2,653	2,141	—	—	—	—		
教育・学習支援業	364	374	364	373	—	—	—	—		
医療・福祉	2,636	2,631	2,634	2,630	—	—	—	—		
その他のサービス	2,675	2,737	2,260	2,396	300	200	—	0		
(小計)	124,326	125,134	42,678	41,740	11,502	12,001	—	205		
地方公共団体	25,315	26,444	10,756	11,503	14,434	14,774	—	—		
個人	15,173	14,892	15,098	14,871	—	—	—	56		
その他	7,359	8,641	—	—	1,699	2,299	—	—		
業種別合計	172,174	175,113	68,534	68,115	27,636	29,075	—	186		
1年以内	64,476	64,906	10,205	9,611	2,498	1,610	—	—		
1年超3年以下	13,682	13,804	5,817	5,977	2,802	2,823	—	—		
3年超5年以下	11,933	12,798	7,775	8,242	4,131	4,527	—	—		
5年超7年以下	9,405	7,913	7,297	6,501	2,090	1,402	—	—		
7年超10年以下	18,676	19,867	8,917	9,560	9,758	10,307	—	—		
10年超	34,418	36,202	28,059	27,795	6,355	8,404	—	—		
期間の定めのないもの	19,582	19,619	461	427	—	—	—	—		
残存期間別合計	172,174	175,113	68,534	68,115	27,636	29,075	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3か月以上延滞エクスポートジャーナー」とは、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーナーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポートジャーナーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートジャーナーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。



■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	2018年度			2019年度			2018年度	2019年度
	期首残高	期中の増減額	期末残高	期首残高	期中の増減額	期末残高		
增加	減少			增加	減少			
製造業	56	0	50	6	6	0	0	6
農・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	222	8	19	211	211	2	45	168
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	—	0	0	0	0	—	0
運輸・郵便業	—	10	—	10	10	47	—	57
卸売・小売業	38	32	9	62	62	2	42	21
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	313	23	38	299	299	1	37	262
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術・朝日技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	4	0	1	3	3	0	0	3
生活関連サービス・娯楽業	40	19	11	48	48	—	31	17
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	7	—	2	4	4	0	—	4
その他のサービス	4	—	1	2	2	—	0	2
(小計)	689	95	135	649	649	54	157	546
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	26	0	7	20	20	0	1	18
合計	716	95	143	669	669	55	159	564
							47	43

(注) 1. 当金庫は、国内の限定された地区にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

3. 貸出金償却は、貸倒引当金目的取崩額控除前の金額を記載しているため、損益計算書と金額が異なります。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイトの区分(%)	エクspoージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	29,423	—	28,677
10%	—	13,200	—	13,058
20%	300	73,984	1,401	74,131
35%	—	8,356	—	8,234
50%	8,102	79	9,639	142
75%	—	12,731	—	13,365
100%	1,001	26,627	901	25,210
150%	—	81	—	84
250%	—	290	—	270
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	174,181		175,119	

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減(繰入れおよび取崩し)額

(単位：百万円)

	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
期首残高	45	23	716	669	762	692
当期増加額	23	28	669	564	692	593
当期減少額	—	9	47	42	47	51
その他	45	14	669	626	714	641
期末残高	23	28	669	564	692	593

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断しています。その判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式が、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当しますが、当金庫では以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金につきましては、担保額を信用リスク削減額としています。担保額につきましては貸付債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛け残高の範囲内としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金としています。

また、信用リスク削減額につきましては、貸出金の残存期間を上回る預金は、定められたルールに基づいた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）につきましては、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。個人向けエクスポートとして、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	2018年度		2019年度	
		適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート		1,065	6,518	1,065	6,454

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化工エクスポートに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

証券化工エクスポートとは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーター（原資産の所有者）があります。

当金庫は、投資業務について有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

②信用リスク・アセットの額に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

④種類ごとにリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (株)格付投資情報センター
- (株)ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- (株)フィッチレーティングスリミテッド
- (株)日本格付研究所
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

イ. 《オリジネーターの場合》（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工エクスポートに関する事項）

該当ありません。



□. 《投資家の場合》(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項)

①保有する証券化工クスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化工クスポートージャー（再証券化工クスポートージャーを除く）

(単位:百万円)

主な原資産の種類	2018年度		2019年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートージャーの額	825	—	380	—
うち劣後ローン・優先出資	—	—	—	—

b. 再証券化工クスポートージャー

該当ありません。

②保有する証券化工クスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化工クスポートージャー（再証券化工クスポートージャーを除く）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	—	—	380	—	—	—	4	—
50%～ 100%未満	825	—	—	—	21	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～ 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	825	—	380	—	21	—	4	—

(注) 所要自己資本の額 = エクスポートージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化工クスポートージャー

該当ありません。

③保有する再証券化工クスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

7. オペレーション・リスクに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫は組織体制や管理の仕組を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、規程・事務取扱マニュアル等の整備をはじめ、それらの遵守を心がけた事務指導や研修体制の強化、事務検証などにより、事務の堅確化および事故防止に努めています。

システム・リスクのシステムに関しては、一般社団法人しんきん共同センターのシステムに加盟し、センターのシステムを利用することにより安定した業務遂行に努めています。また、セキュリティ管理に関する規程等の整備や承認手順についても適切な運用を図っています。

その他のオペレーション・リスクの管理につきましては、そのリスクが顕在化した場合、迅速かつ適切な対応により、その沈静化と事態の收拾を図り、生じた影響を最小限にとどめるための適切なリスク管理態勢の構築に努めています。

オペレーション・リスクにつきましては、本部連絡協議会等において検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告態勢を整備しています。

②オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

上場株式等の価格変動に伴うリスク認識につきましては、時価評価および「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況を含め、定期的にALM委員会に報告しています。株式など市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク、いわゆる価格変動リスクの算出は、一定の株価変動を想定したリスク量の計測を行っています。

一方、非上場株式や投資事業有限責任組合等への出資に関しましては、「資金運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、上記取引等にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,012	1,012	953	953
非上場株式等	2,765	2,765	2,813	2,813
合計	3,777	3,777	3,766	3,766

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 「上場株式等」は、上場REITおよび信金中央金庫の優先出資証券を含んでいます。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	8	19
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	428	249

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	20,351	17,638
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—



10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理方法および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫は、定期的に金利リスクの評価・計測を行い、適宣対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムなどにより計測を行い、ALM委員会等で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

以下の定義に基づいてリスク算定しています。

○計測方法	再評価方式
○コア預金	対象 流動性預金（当座、普通、貯蓄等） 算定方法 ①過去5年の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限とする。 流動性預金への満期割り当て方法およびその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
○固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用
○金利感応資産・負債	貸出金、有価証券、預け金、定期性預金、流動性預金、その他
○リスク計測の頻度	3月、6月、9月、12月の3か月毎

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項目番号	IRRBB 1: 金利リスク			
	イ		ハ	
	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	3,362	3,519	0	
2 下方パラレルシフト	0	0	215	
3 スティープ化				
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	3,362	3,519	215	
ホ				
	当期末		前期末	
8 自己資本の額	7,122		6,955	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。

11. 信用集中リスク(大口与信リスク顕在化の影響額)に関する事項

信用集中リスクは、大口与信先(1億円以上)のうち、要管理以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となった場合に、現状の自己資本比率に与える影響を測るものです。

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
自己資本(A)	6,955	7,122
大口要管理以下非保全額(B)	505	524
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	6,450	6,598
リスク・アセット等(D)	68,123	68,252
自己資本比率	10.21%	10.43%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(E)=(C)÷(D)×100	9.47%	9.67%

このシミュレーションの結果、2019年度の自己資本比率は9.47%から9.67%へ上昇することになり、国内だけで営業する金融機関に求められる自己資本比率4%を大幅に上回っており、経営への影響は僅少であると言えます。

からしんでは お客様のライフプランにあわせて



60代



年金のお受け取り

セカンドライフ

50代



より良い暮らしへ

お子様の就職・結婚



40代



夢のマイホーム

住宅取得・お子様の進学



30代

出産・教育



お子さまのために

- 定期預金
- 貯蓄預金
- 標準傷害保険
キッズプラン



20代

就職・結婚

- 普通預金
- 総合口座
- キャッシュカード
- クレジットカード

給与
受取

自動
支払

貯蓄



便利なサービス

- しんきんゼロネットサービス
- とちまるネット
- インターネットバンキングサービス
- 携帯電子マネーチャージサービス「楽天Edy」

しんきんATM
ゼロネットサービス



詳しくはホームページをご覧ください。

さまざまな商品を取り揃えています!



退職金

- 年金定期
- 終身保険
- 大口定期預金
- 投資信託
- 個人向け国債
- 貸金庫



- リフォームプラン
- 無担保住宅ローン「借換」
- フリースタイル



- 年金相談会
- 標準傷害保険



- 各種住宅ローン
 - 全期間固定型 5年固定型
 - 10年固定型 3年固定型
- 火災保険
「しんきんグッドすまいる」
- 債務返済支援保険
「しんきんグッドサポート」



教育資金

- 「教育プラン」
- 教育カード
- ローン
- 学資ローン
- 「龍門」



万一に備える

- 終身保険
「しんきんらいふ終身FS（無告知型）」「ふるはーとF」
- がん保険
「生きるためのがん保険Days1」

- 医療保険
「新メディフィットA」「ちゃんと応える医療保険EVER」「& LIFE新医療保険Aプレミア」「給与サポート保険」



将来に備えて

- 定期積金
- 財形貯蓄
- 積立投資信託
- 個人型確定拠出年金（愛称 iDeCo）



夢のお手伝い



- カードローン
- カーライフプラン
- 個人ローン
- ステッププラン



のローン商品はインターネットでもお申込みいただけます！

からしん

<http://www.karashin-bank.co.jp>

検索

業務・商品・サービスのご案内

預金業務

地域の皆さま一人ひとりの資産形成や生活設計に合わせて、さまざまな預金商品を取り揃えています。

全国の信用金庫を結ぶ「しんきんゼロネットサービス」(一部の信用金庫を除く)や県内の金融機関の提携による「とちまるネット」により、一部の曜日と時間帯および祝日を除き、ATMお引出の手数料が無料でご利用いただけます。また、銀行などのATM相互接続や、セブン銀行ATM提携により全国のセブンイレブンなどでも当金庫のキャッシュカードがご利用いただけます。(手数料がかかります)

融資業務

地元の皆さまからお預かりした資金は地元のお客さまにご利用いただき、地域社会のお役に立つことを目指しています。地元の企業や事業主の皆さまには運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の方には住宅資金や教育資金など、ご用途に応じた各種ローンを取り揃え、皆さまの資金ニーズにお応えしています。どうぞいつでもお気軽にご相談ください。

■主な事業者向け融資

種類	お使いみちなど	ご融資金額	ご返済期間
一般のご融資	商業手形の割引、仕入資金等の運転資金、マンション新築資金や工場および機械設備資金等の長期資金、当座貸越による当座決済資金などのご融資に応じています。	ご相談に応じます。	ご相談に応じます。
事業者カードローン	事業資金の必要なお客さまに一定の枠内で繰り返しご利用いただけるローンです。(信用保証協会の保証が必要です)	100万円～2,000万円	1年または2年
無担保当座貸越 5000	事業に必要な資金を安定的・反復的にご利用いただける無担保の当座貸越型根保証融資です。(信用保証協会の保証が必要です)	1企業5,000万円または平均月商の3倍以内	1年または2年
しんきんスクラム・ネオ	一定要件を満たす事業者様の必要な資金に迅速に対応する融資です。 ※不動産取得資金は除く	2,000万円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内
からしん営農ローン	食文化を応援いたします。農業(米、野菜、果樹等の生産、酪農、養鶏、養豚等の事業)を営むために必要な資金としてご利用いただけます。	運転資金と設備資金を合わせて500万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内

このほか、地方公共団体の制度融資や政府系金融機関等の代理貸付も取扱っています。

為替業務

全国の金融機関への資金の振込み、手形類の代金取立てなどのお取扱いをしています。当金庫は、全国の信用金庫と信金中央金庫を決済機関とする全国信用金庫データ通信システム(全信金システム)によってオンラインで結ばれています。全信金システムは、全国銀行データ通信システム(全銀システム)にも結ばれていますので、為替網を通じて全国の信用金庫はもとより、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫など異種金融機関との相互取引を迅速かつ正確に行うことができます。

また、お振込は当金庫のATMでも取扱いできるほか、オフィスやご家庭からでもインターネットバンキング、しんきんテレホンバンギングサービス、しんきんFAX振込サービス、しんきんテレサービスがご利用いただけます。

主な手数料一覧

■内国為替関係

2020年6月30日現在
各手数料には、消費税を含んでいます。

種類	金額	右記以外の金融機関あて	当金庫本支店間	同一店内
窓口利用	3万円未満	660円	220円	110円
	3万円以上	880円	440円	330円
	特殊取扱(組戻料)	1,100円	1,100円	1,100円
ATM利用	3万円未満	440円	110円	110円
	3万円以上	660円	330円	220円
インターネットバンキング(WEB-FB)	3万円未満	330円	110円	110円
	3万円以上	550円	330円	220円

■預金関係

種類	金額
当座小切手帳発行手数料	1冊(50枚) 2,200円
約束手形発行手数料	1冊(50枚) 2,200円
通帳・証書・カード再発行手数料	1冊・1枚につき 1,100円
カード書替手数料(パスワード失念の場合)	1,100円

■融資関係

種類	金額
残高証明書発行手数料(オンライン様式)	1件 330円
手形貸付実行手数料	1件 2,200～5,500円
証書貸付実行手数料	1件 2,200円
カーライフプラン、リフォームプラン等実行手数料	1件 5,500円
条件変更手数料(金利・返済方法・期限延長)	1件 11,000円
不動産担保事務取扱手数料(一般扱い、設定額により異なります)	1件 22,000～55,000円
(住宅関連、設定額により異なります)	1件 11,000～22,000円

(注)抜粋して掲載しておりますので詳しくは窓口でご確認ください。



保険業務

女性職員の「なでしこチーム」は、ライフスタイルに合わせたご提案と、お客さまにわかりやすい説明をするために実践的な研修を積み重ねています。



証券業務

お客さまの資金運用ニーズにお応えするため、投資信託、国債、個人向け国債を取り扱っています。

■投資信託

取扱商品名称	商品概要
愛称：新フルーツ王国 ユナイテッド・マルチ・マネージャーファンド	日本を含む世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ安定的な運用を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替先物の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：Aナビ20 アセット・ナビゲーション・ファンド(株式20)	国内株式、海外株式、国内債券、海外債券の4つの資産のうち、株式に20%、債券等に80%分散投資する、安定的な運用を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：Aナビ40 アセット・ナビゲーション・ファンド(株式40)	国内株式、海外株式、国内債券、海外債券の4つの資産のうち、株式に40%、債券等に60%分散投資する、安定的な運用を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
ドルマネーファンド	信用度の高い米ドル建の短期国債・政府機関債・コマーシャルペーパー(CP)・譲渡性預金(CD)を主要投資対象として、利子等収益の確保と為替により、安定的な運用を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきんインデックスファンド225 (日経225連動型)	原則として日経平均株価採用銘柄の中から200銘柄以上に等株数投資を行い、日経平均株価に連動する投資成果の獲得を目指したファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：底力 ダイワ・バリュー株・オープン	国内株式の中から株式指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資するファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきん好配当利回り株ファンド	国内株式の中から予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄に投資する、安定した配当収益の獲得を目指したファンドです。株式の価格変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	国内株式、外国債券、不動産投資信託の3つの資産に分散投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。株式・債券の価格や為替、不動産価格の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
ニッセイ・パトナム・毎月分配・インカムオープン	米国国債や金利水準の高い米ドル建債券に分散投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：ハッピークローバー DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）	高格付資源国（主にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー）へ投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
愛称：ハッピークローバー1年 DIAM高格付インカム・オープン（1年決算コース）	高格付資源国（主にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー）へ投資する、毎月の収益分配を目指したファンドです。公社債の価格や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じることがあります。
グローバル・ソブリン・オープン (資産成長型)（愛称：グロソブN）	世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで長期的に安定した収益の確保と信託資産と信託財産の成長を目指します。組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行なうことがあります。なお、信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。
ビムコ世界債券戦略ファンド (年1回決算型) Dコース（為替ヘッジなし）	国債のみならず、社債等を含む世界各国の多種多様な債券に幅広く分散投資を行います。投資する債券の格付けは主にBBB格相当以上としますが、10%の範囲内でBB格相当以下の債券に投資することができます。また、10%の範囲内で新興国債券に投資することができます。外貨債券について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
しんきんJリートオープン（1年決算型）	わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託を実質的な投資対象とします。東証REIT指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
愛称：しんきんラップ（安定型） しんきん世界アロケーションファンド	9つのマザーファンドを通じて、実質的に国内外株式、国内外債券、国内外不動産投信に加え、国内短期金融資産という7つの異なる資産に分散投資します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資信託は、全店で上記15ファンドを取扱っています。詳しいことは窓口にお尋ねください。

■国債

取扱種類	期間	お申込単位	発行日	募集期間	利率	発行価格	非課税制度	中途換金
個人向け 国債	10年				変動金利 (6ヶ月毎)0.05%下限			
	5年	1万円	毎月15日頃	各発行前月の 中旬から下旬 の頃	固定金利	額面100円に つき100円	マル優・特別マル優がご利用 可能です。 ただし、ご利用には障害者等 のご利用資格が必要です。	発行後1年経過すれば 可能です。 ただし所定の金額が差し 引かれます。
	3年							



相談業務

社会保険労務士による年金相談会を毎月2回開催しているほか、年金額試算や受給権確認の調査から裁判請求までのお手伝いをさせていただいているので、ご来店のうえお気軽にご相談ください。また、2020年2月より相談内容を拡大し、年金相談に加え社会保険や労務の相談も受けけています。社会保険や労務の相談をご希望の方は事前の申込みが必要となりますので、相談会開催店舗までご連絡ください。

代理業務

信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫の中小企業金融事業および国民生活金融事業ならびに農林漁業金融事業、福祉医療機構、住宅金融支援機構などの代理業務を通じて、当金庫独自のご融資のほかに地域の皆さまへの資金需要にお応えしていますので、ご来店のうえお気軽にご相談ください。

その他業務

日本銀行歳入代理店業務、外国通貨の両替、貸金庫・夜間金庫の取扱い、外国為替の取次ぎ、T-NET代金回収サービス業務、地方公共団体等の公金収納取扱いなどを行っています。

リースのご案内

機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース(株)をご案内します。

地域活動

当金庫では本部業務部に地域奉仕担当を置き、お客様の相談をはじめ、地域社会の一員として地域貢献の企画・立案・推進、地域行事への協力など、地域に根ざした活動を行っています。

主な地域活動とサークル活動

●からしん鮎つり大会

信用金庫の日にちなみ、清流那珂川において「第21回 からしん鮎つり大会」を開催しました。営業地区内外から100余名の太公望が集い、釣果を競いました。



●各地域のお祭り等への参加

那須烏山市の「山あげ祭」をはじめ、各地域のお祭りなどの行事に参加しています。



●地域貢献活動の取組み

台風19号による被災者を支援するため、ボランティア活動を実施しました。



●からしん友の会

年金をお振込みいただいている方を会員とし、年金定期や旅行会のご案内など、4つの特典のある会です。2019年度は「かみのやま温泉1泊2日の旅」に121名が参加されました。



●烏山信用金庫野球部

第60回関東地区信用金庫野球大会栃木県予選会において優勝しました。



「第9回 八溝そば街道そばまつり」に参加しました。





●特殊詐欺の未然防止

当金庫は全12店舗に「寸劇チーム」を結成し、地域警察やコミュニティと連携して寸劇を上演しています。2019年度は、計13回上演しました。



●金融教育活動

2019年度は、「租税教室」を宇都宮市立岡本小学校で実施しました。また「フィールドワークの受入とインターンシップの受入」を栃木県立烏山高等学校・栃木県立茂木高等学校で実施しました。

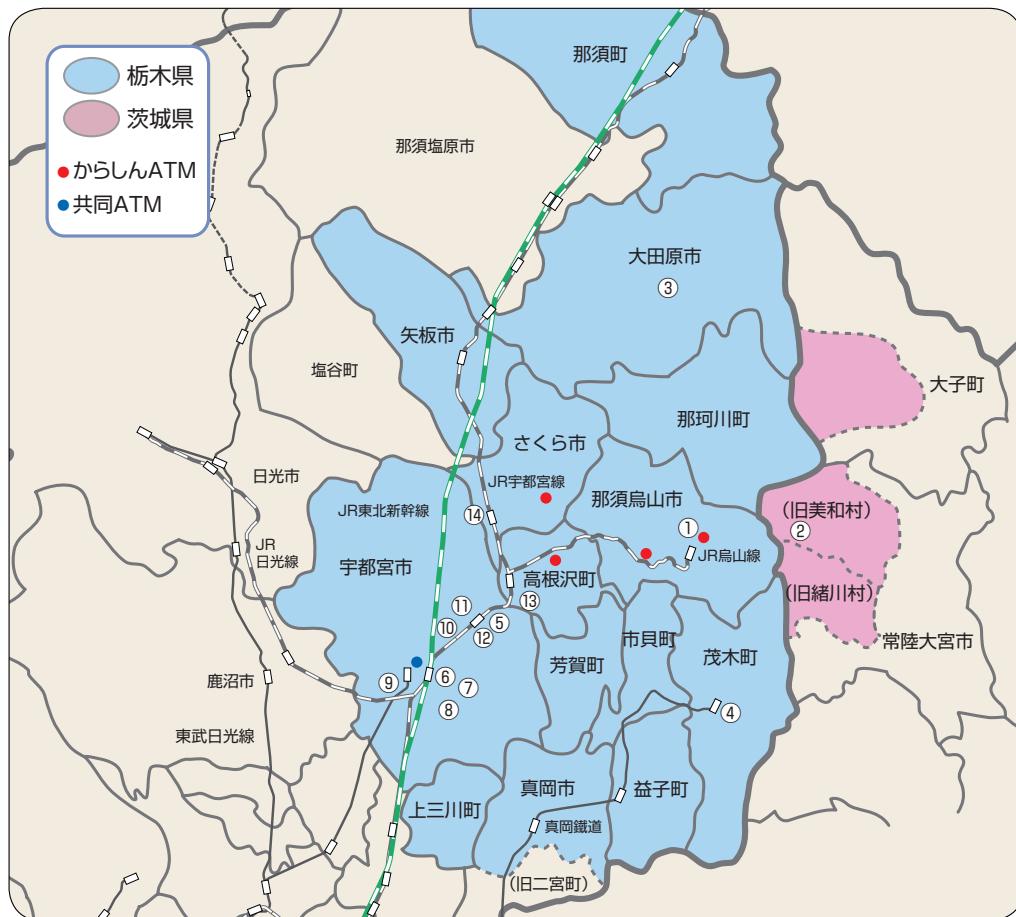


●ロビー展開催

各営業店で、隨時、地域の皆さまの作品展を開催しています。



営業地区と事業所の名称および所在地



本支店・本部・出張所所在地一覧

那須烏山市 ① 本店	那須烏山市中央2-4-17	TEL 0287-84-1511
常陸大宮市 ② 高部支店	常陸大宮市高部386-4	TEL 0295-58-2011
大田原市 ③ 黒羽支店	大田原市黒羽向町1-6	TEL 0287-54-1161
茂木町 ④ 茂木支店	芳賀郡茂木町茂木1497-1	TEL 0285-63-1241
宇都宮市 ⑤ 本部	宇都宮市下岡本町4290	TEL 028-678-3211
⑥ 宇都宮支店	宇都宮市元今泉4-8-16	TEL 028-636-6611
⑦ 平出支店	宇都宮市陽東4-8-30	TEL 028-662-1461
⑧ 平松支店	宇都宮市平松本町330-1	TEL 028-639-0211
⑨ 宇都宮南支店	宇都宮市花房2-9-27	TEL 028-633-3121
⑩ 御幸ヶ原支店	宇都宮市御幸ヶ原町82-7	TEL 028-664-1511
⑪ 岡本支店	宇都宮市下岡本町2415-1	TEL 028-673-0925
⑫ 岡本駅前出張所	宇都宮市下岡本町4290	TEL 028-612-1771
高根沢町 ⑬ 宝積寺支店	塙谷郡高根沢町光陽台1-9-1	TEL 028-675-4511
さくら市 ⑭ 氏家支店	さくら市卯の里3-30-1	TEL 028-681-7211

キャッシュサービスコーナー

〔からしんATM〕

- ベイシア烏山店出張所
- イオンタウンさくら店出張所
- リオン・ドール仁井田出張所
- コメリ大金店出張所

〔共同ATM〕

- 県庁共同出張所

〈からしんのキャッシュカードでATM手数料が無料で利用できるサービス〉

しんきんゼロネットサービス

栃木県内6信用金庫のATM
平日 午前 8:45 ~ 午後 6:00 の入出金
土曜 午前 9:00 ~ 午後 2:00 の出金

とちまるネット

足利銀行のATM
平日 午前 8:45 ~ 午後 6:00 の出金
真岡信用組合、那須信用組合のATM
平日 午前 8:45 ~ 午後 6:00 の入出金

※上記以外の時間帯および日曜・祝休日に利用される場合には所定の手数料がかかります。